

第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画



すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

平成 30 年 3 月

沖縄県宜野湾市

はじめに



本市では、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図ることを目的に、「ひとり親家庭自立促進計画」を平成20年3月に第1次計画、平成25年3月に第2次計画を策定し、子育て支援をはじめとするひとり親家庭への支援を推進してまいりました。

しかしながら、厚生労働省の「平成28年国民生活基礎調査」によると、ひとり親の世帯の相対的貧困率は平成27年度で50.8%となっており、依然として経済的に厳しい世帯が多いことがうかがえます。また、地域社会における相互支え合いの希薄化等による子育ての孤立感・負担感等の増加や社会情勢の変化に伴い、子育てと生計の維持を一人で担わなければならないひとり親を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあります。

そのような状況から、本市では、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進等、各種支援策を総合的に展開していくため、「第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」を策定いたしました。

「第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」においては、「相談・情報提供体制の強化」「子育て及び生活支援」「就業に対する支援」「自立に向けた経済支援」「養育費の確保」の5つの基本目標を柱に、施策の内容を充実させ、関係課機関との連携を密に図りながら、ひとり親家庭の親子一人ひとりが安心して住み続けられる都市づくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やグループインタビューにご協力いただきました市民の皆さま、熱心にご審議いただきました宜野湾市地域福祉計画懇話会並びに宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画専門委員会の皆さまに心から厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

宜野湾市長 佐喜眞 淳

目次

1. 計画策定の背景等	1
(1) 計画の背景と目的	1
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画期間	4
(4) 計画の対象と定義	4
2. 宜野湾市のひとり親家庭等の課題	5
(1) 相談・情報提供体制の強化	5
(2) 子育て及び生活支援	7
(3) 就業に対する支援	9
(4) 自立に向けた経済支援	10
(5) 養育費の確保	11
3. 基本姿勢及び基本目標	12
(1) 自立支援の基本姿勢等	12
(2) 自立支援の基本目標	12
(3) 施策の体系	14
4. 自立支援の具体的計画	16
(1) 相談・情報提供体制の強化	16
(2) 子育て及び生活支援	22
(3) 就業に対する支援	29
(4) 自立に向けた経済支援	34
(5) 養育費の確保	37
5. 計画の推進にむけて	39
(1) 推進体制の構築	39
(2) 重点施策及び目標指標の設定	40
参考資料	43

第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画
(本編)

1. 計画策定の背景等

(1) 計画の背景と目的

厚生労働省の「平成 28 年国民生活基礎調査」より、ひとり親の世帯（子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯）の相対的貧困率^{*}をみると、平成 27 年度で 50.8%となっており、経済的に厳しい世帯が多い状況にあります。

※相対的貧困率：所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていないものの割合。

■子どもがいる世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の世帯員の相対的貧困率 単位(%)

	昭和60年 (1985)	昭和63年 (1988)	平成3年 (1991)	平成6年 (1994)	平成9年 (1997)	平成12年 (2000)	平成15年 (2003)	平成18年 (2006)	平成21年 (2009)	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)
子どもがいる現役世帯 (世帯主が18歳以上65歳未満)	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7

注: 1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたもの。

2) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

3) 等価可処分所得金額不詳は含まない。

国民生活基礎調査(平成28年調査)

ひとり親家庭の父親や母親は、子育てと生計の維持を一人で担わねばならず、就業や育児、家事といった経済面や日常生活面で様々な困難に直面していることから、心理的・肉体的な負担は大きなものがあると言えます。

国においては、様々な困難に直面しているひとり親家庭等に対してきめ細かな福祉サービスの展開と自立に向けた支援を図るため、平成 14 年 11 月に『母子及び寡婦福祉法』の改正を行い、従来の経済的支援を中心とした母子寡婦福祉対策を抜本的に見直し、子育て・生活支援と就業支援を中心とした総合的な自立支援策へと大きく転換を図っています。さらに、平成 25 年 3 月にはひとり親家庭について安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされるよう『母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法』を施行しています。加えて、平成 26 年 10 月には前述の『母子及び寡婦福祉法』を『母子及び父子並びに寡婦福祉法』として改正し、子どもの貧困対策に資するため“父子家庭”を対象に加えるとともに、交流事業や相談支援といった生活向上事業を法定化するなど、ひとり親家庭への支援を拡充しています。

平成 27 年 10 月には『母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針』を公表しており、これまでの総合的な自立支援策の推進を引き継ぎつつ、特に母子・父子家庭の児童の生活の向上に取り組むこととしています。

宜野湾市においては、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図り、就業・自立等に向けた様々な取り組みを進めるため、平成 20 年 3 月に『宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画』、平成 25 年 3 月に『第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画』を策定し、総合的・計画的な施策の推進を図っています。この間、母子自立支援員（現名称：母子・父子自立支援員）の確保・配置による相談支援体制の充実をはじめ、県内他市町村に先駆けて

非婚の母子・父子への寡婦控除のみなし適用導入により市立・認可保育所の保育料減免を図るなど、各セクションの連携のもと、ひとり親家庭への支援を行っています。

また、『宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略』において“ひとり親家庭への自立支援”や“子どもの貧困対策の推進”を具体施策に位置づけるとともに、『第三次宜野湾市地域福祉計画』、『宜野湾市子ども・子育て支援事業計画』、『第3次宜野湾市男女共同参画計画』の策定を行い、ひとり親家庭を含む生活困窮者への支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の就労支援等に取り組んでいます。

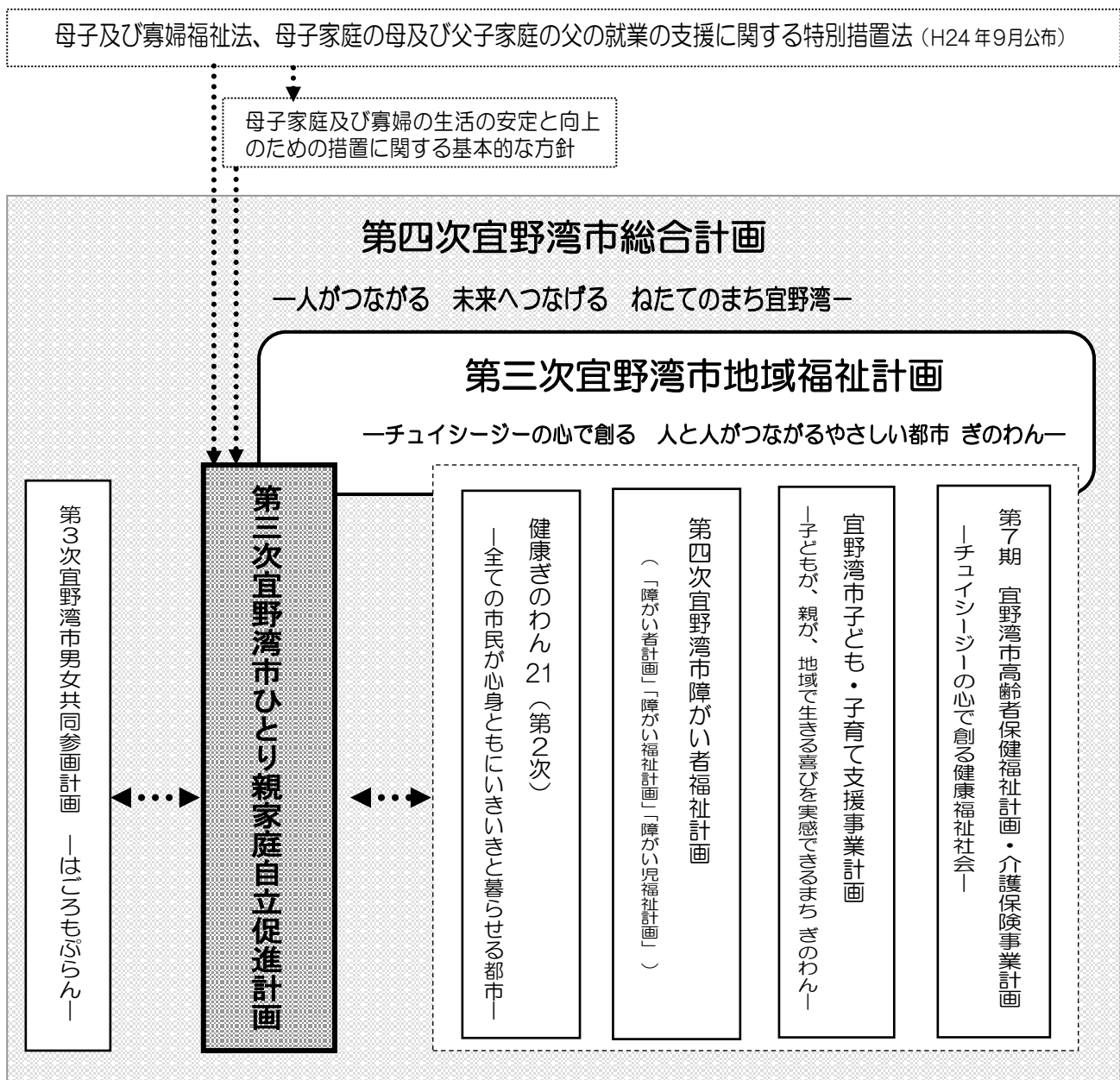
本業務は、『第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画』が平成29年度をもって計画期間満了を迎えることから、国における法制度の改正等の状況を踏まえるとともに、本市のこの間の環境変化や当事者ニーズを捉え、ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向けて『第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画』を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの羅針盤である「宜野湾市総合計画」を最上位計画として位置づけます。なお、ひとり親家庭への自立支援の促進は、第四次宜野湾市総合計画・前期基本計画において、基本目標2「健康で、安心して住み続けられるまち」に位置付けられています。更に重点プロジェクトである「子ども成長支援プロジェクト」として子育てや生活支援の拡充に重点的に取り組んでいくこととなっていることから、整合を図っていくものとしします。

また、福祉分野の最上位計画である「宜野湾市地域福祉計画」の一部として位置づけ、その他、本市における各種計画等との整合を図るものとしします。

<計画の位置づけ>



(3) 計画期間

本計画は、平成30年度（2018年度）を初年度とし、平成34年度（2022年度）を目標年度とする5カ年計画として策定します。

なお、ひとり親家庭等を取り巻く環境の変化や社会情勢に対応するため、法令・制度の変化が生じた場合については、適宜必要な見直しを図ります。

(4) 計画の対象と定義

計画の対象はひとり親家庭等とし、基本的な定義を以下に示します。（ただし、各種事業を展開する中で、必要に応じて柔軟に対応していくものとします。）

母子家庭：主に児童扶養手当の受給者を中心とした世帯。基本的には、子の年齢は18歳以下であるが、事業によっては20歳までとする。

父子家庭：主に児童扶養手当の受給者を中心とした世帯。基本的には、子の年齢は18歳以下であるが、事業によっては20歳までとする。

寡婦：かつて母子家庭の母であった方で、現在も配偶者のいない状況にある方。

ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭

ひとり親家庭等：母子家庭、父子家庭及び寡婦

※なお、事業名及び事業内容等で「母子家庭等」と表現されているものは、基本的にその事業名などの表現を踏襲しているものです。

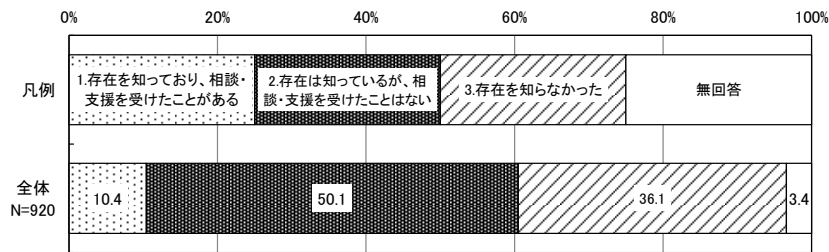
2. 宜野湾市のひとり親家庭等の課題

(1) 相談・情報提供体制の強化

1) 相談窓口・情報提供の充実

本市では、ひとり親家庭等の抱える様々な相談事に対応できるよう平成21年度より母子・父子自立支援員を配置しています。当事者実態調査結果（平成29年7月～8月実施）をみると、母子・父子自立支援員の存在を知っている方の割合は約6割（60.5%）となっており、平成24年に実施した前回調査結果（37.6%）と比べると認知度が大幅に上がっています。しかしながら、4割弱の方がその存在を知らない状況であり、そうした中で、相談先がわからずに悩みごとを抱え込んでいるひとり親家庭等も少なからず見受けられます。適切な情報提供や相談対応を図るためにも、各種相談窓口や支援制度の周知を図っていく必要があります。

■母子・父子自立支援員の認知度（平成29年度宜野湾市ひとり親家庭実態調査）



また、ひとり親家庭等から寄せられる相談内容は多岐にわたっており、支援の方法も様々です。そのため、母子・父子自立支援員をはじめとする、相談に関わる各担当窓口の職員について、各種研修への参加等を通し、資質向上を図っていく必要があります。

情報提供については、市のホームページや市報での広報等を行っていますが、支援策等を取りまとめた専用のガイドブックの作成及び、ホームページの充実をはじめ携帯電話等への情報発信などタイムリーな情報提供を図っていくことが求められており、引き続き、デジタルツールを活用した情報提供について、先進自治体等の事例研究を行うなど、情報提供の充実を図っていく必要があります。

2) 関連機関等との連携、当事者団体の育成

第2次計画に位置づけた施策については、進捗状況を点検するため、毎年度進捗シートを各課に提出してもらうとともに、児童家庭課が原課に出向き、施策実施に向けての意見交換等を行っています。そうした中で、児童扶養手当の現況届の際、会場に健康相談ブースを設けるアイデアが出され、実施に繋がるなど、関係各課の連携の中で効果的な施策実施につながっています。今後も、計画を着実に推進していくためにも、庁内外も含め、施策の協働実施体制の構築を図っていくことが求められます。

また、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、多岐にわたる悩み事への対応や精神的支援を充実していくためには、当事者団体である宜野湾市母子寡婦福祉会と連携し、会の活性化・

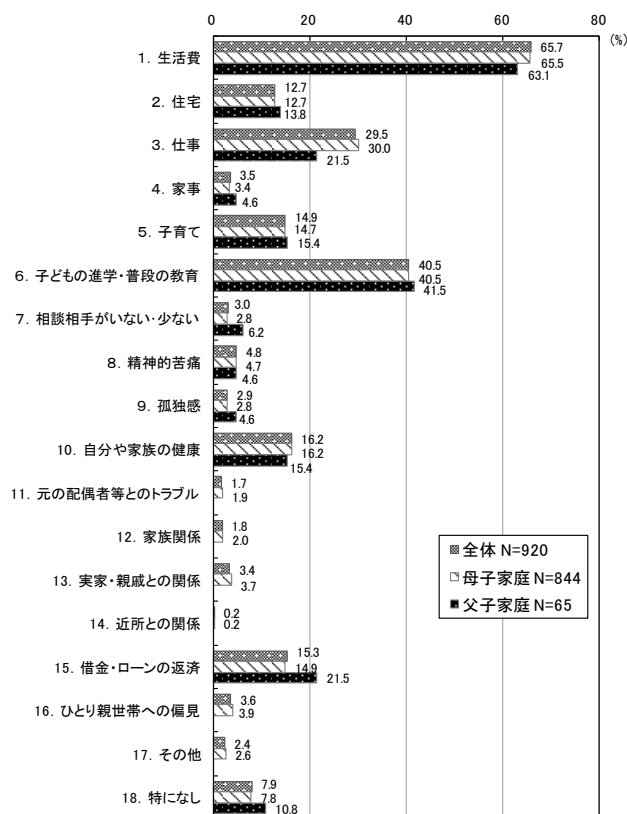
加入促進に努める必要があります。

加えて、当事者団体「しんぐるまざあず・ふぉーらむ沖縄」の協力により、「ひとり親家庭情報交換事業（通称：おしゃべり会）」を平成 28 年度から行っており、当事者同士が気軽に参加し、相談や情報交換を行える場の提供を行っています。本計画の策定にあたり実施した当事者意見交換会においても、おしゃべり会など当事者同士が交流する場の重要性が確認されており、そうした場に参加して色々な人・考え方に接することで刺激を受け、頑張っていくためのモチベーションにつながるという意見も寄せられています。しかしながら、おしゃべり会の十分な周知ができておらず、参加者数が少ない状況にあることから、市ホームページ等での周知を充実させていく必要があります。

3) 健康相談等の充実

当事者実態調査結果によると、不安や悩みを感じていることのうち「自分や家族の健康」は 4 番目に回答が多く、ひとり親が長時間労働と育児を両立する中で、健康を害したり、自身が働けなくなった場合のことを考え、健康不安を抱えている状況にあります。また、当事者意見交換会においても、子育て中は子どものことを優先し、自身の事となると就労などの兼ね合いで休息や病院受診の時間も確保できないといった意見が寄せられています。健康管理に問題を抱えているひとり親家庭等が多い状況にあることから、健康相談を気軽に受けることができるよう、情報提供等を図っていく必要があります。

■現在、特に不安や悩みを感じていること
(平成 29 年度宜野湾市ひとり親家庭実態調査)



(2) 子育て及び生活支援

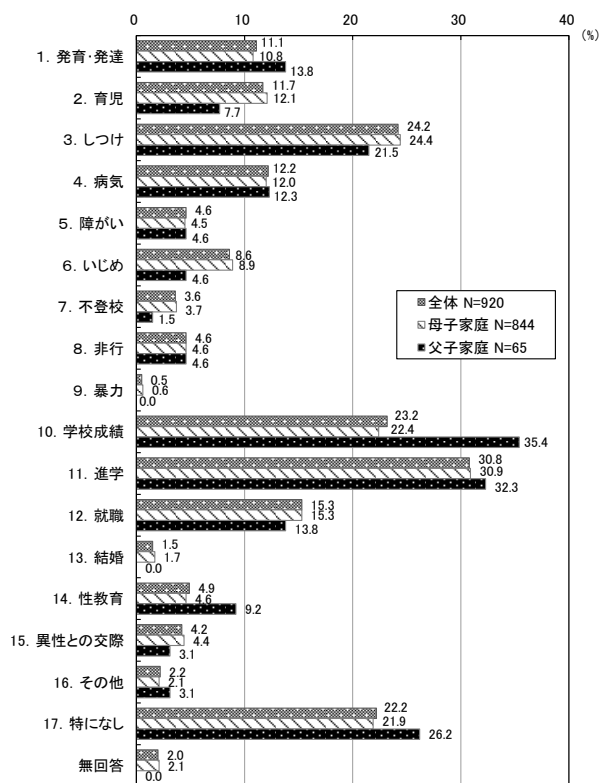
1) 子育て支援の充実

多くのひとり親家庭の場合、子育てと生計の担い手という二重の負担をひとりで担わなければならない、その両立を支えるためにも子育て支援が求められるところとなっています。

本市においては認可保育所の入所選考に際し、ひとり親家庭の優先的取扱いを実施しているとともに、平成23年度には県内他市町村に先駆け、保育料の算定に際し非婚の母子・父子への寡婦控除の「みなし適用」を導入し、保育料減免を図っています。当事者意見交換会では、子どもが病気になった際などに安心して預けられる場の充実に対して意見が寄せられていることから、病児・病後児保育事業の充実やファミリー・サポート・センター事業の周知及び利用しやすい条件整備に努めていく必要があります。この他、当事者意見交換会では、放課後児童クラブ利用に際しての助成の拡充を求める意見や、子どもの学習支援の充実を求める意見も見受けられ、対応方策の検討が求められます。本市においては、平成29年6月分より学童クラブの利用料助成を開始していることから、経済的な理由で学童クラブを利用できていない世帯等に対して周知が行き渡るよう、潜在ニーズの掘り起こしを行うとともに、助成の拡充を検討していく必要があります。

また、当事者実態調査において、お子さんについて特に不安や悩みを感じていることを尋ねたところ、子どもの進学や教育に関する悩みに対する回答が高くなっています。同実態調査より、福祉制度や行政機関に対する要望事項をみても、子どもの進学に係る費用の情報提供や塾の費用に関する支援に対して多くの要望が寄せられています。本市においては、平成26年8月より、沖縄国際大学と連携し、学生ボランティアを活用した学習支援事業を展開していますが、今後とも同事業の継続・充実を図る中で学習習慣の定着と安心できる居場所づくりに努めていく必要があります。

■お子さんについて、特に不安や悩みを感じていること
(平成29年度宜野湾市ひとり親家庭実態調査)



■福祉制度や行政機関に対する要望事項（平成 29 年度宜野湾市ひとり親家庭実態調査）

・母子家庭の上位項目（上位 5 項目）

1	①子育てや進学費用・奨学金などに関する、ひとり親世帯を対象とした情報の提供（60.5%）
2	③子どもの進学を支援する、塾の費用への支援（47.7%）
3	⑬公営住宅（市営住宅・県営住宅など）への優先入居（39.3%）
4	⑫「母子父子寡婦福祉貸付金」の貸付け条件の緩和と貸付け限度額の引き上げ（24.6%）
5	⑭民間賃貸住宅に円滑に入居するためのサポート（21.9%）

・父子家庭の上位項目（上位 5 項目）

1	①子育てや進学費用・奨学金などに関する、ひとり親世帯を対象とした情報の提供（60.0%）
2	③子どもの進学を支援する、塾の費用への支援（46.2%）
3	⑬公営住宅（市営住宅・県営住宅など）への優先入居（33.8%）
4	⑫「母子父子寡婦福祉貸付金」の貸付け条件の緩和と貸付け限度額の引き上げ（29.2%）
5	⑯県や市が指定する能力開発講座を受講すると、受講料の補助や経済支援が得られる制度（自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の充実）（18.5%）

2) 生活の場の充実

本市では、ひとり親家庭で且つ多子（3人以上）の世帯を対象として優先入居の抽選を実施しています。また、持ち家に居住するひとり親家庭は 3 割弱と少ない傾向にあり、経済的負担の大きい民間賃貸住宅等への入居が 7 割以上を占めていることから、民間賃貸住宅への入居支援が求められています。

なお、第二次計画においては、母子を入所させ、自立促進に向けた生活支援を行う「母子生活支援施設」の設置を目指して取り組むことが位置づけられ、広域での設置に向けた協議の実施や調査等を行いました。広域での設置は困難であり、現在まで未整備となっています。そのため、平成 28 年度より母子生活支援施設が整備されるまでの先行的な取り組みとして、より困窮したひとり親世帯を対象に「ひとり親家庭生活支援事業」を実施しています。これらの取り組みを引き続き実施していくとともに、母子生活支援施設に準じた形での確保方策を検討していくなど、自立に向けた生活の場の充実を図っていく必要があります。

3) 日常生活支援の充実

本市では、沖縄県が実施している「日常生活支援事業」について案内を行い、利用促進を図っていますが、引き続き周知が行き届くよう、案内等に努めていく必要があります。

また、本市においては 24 時間対応の公的施設が無いことから、保護者の就労や疾病時に一時的に児童を預かるショートステイ・トワイライトステイ事業が実施できていません。実施に向けて、先の母子生活支援施設の整備検討と併せた検討や、それ以外の様々な手法について検討していく必要があります。

(3) 就業に対する支援

1) 就業に対する相談・情報提供体制の強化

本市では、母子・父子自立支援員に自立支援プログラム策定員としての役割を付加し、プログラムづくりやその後の継続支援に努めています。また、必要に応じ母子家庭就業・自立支援センターやハローワークと連携を図っています。引き続き、こうした取り組みを推進し、就業に向けた支援を行っていく必要があります。

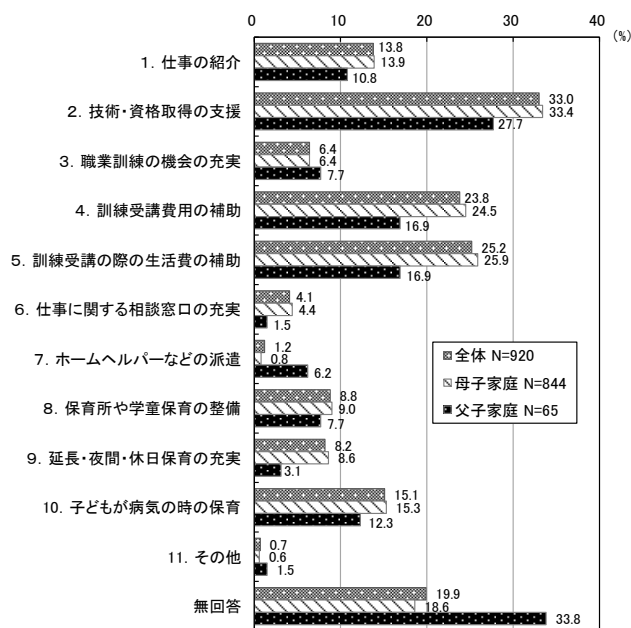
2) 能力開発に対する支援

多くのひとり親家庭の場合、子の養育との両立を図らねばならないことから、就業に時間的な制約があるとともに、通常の求職活動が行えず、就業情報の収集や技能取得が不足しがちな状況にあります。

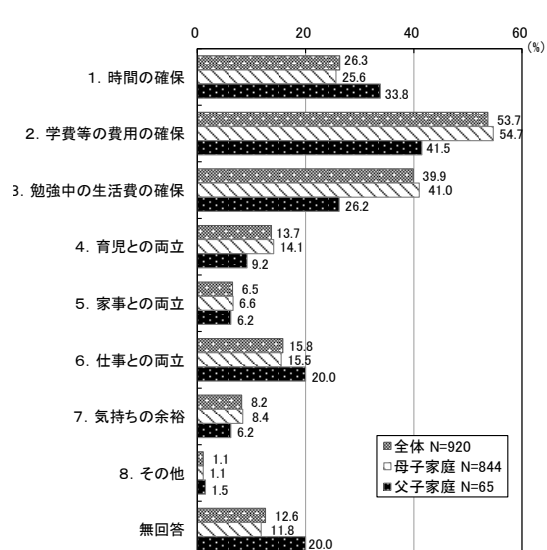
本市においては、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業を実施し、資格取得の経済支援を図っています。自立支援教育訓練給付金事業については受講料の6割相当額を支給し、高等職業訓練促進給付金については対象資格等の拡大をするなど、事業の充実が図られています。

当事者実態調査において、仕事に関して必要な支援を尋ねたところ、技術・資格取得の支援に対する回答が最も高くなっています。また、資格や技術を取得する際に困難なこととして、学費等の費用の確保が困難とする意見が多くみられました。技術や資格取得に関する支援情報を集約し、ひとり親に効果的に周知することが求められます。

■仕事に関して特に希望する支援
(平成29年度宜野湾市ひとり親家庭実態調査)



■資格や技術を取得する際に困難なこと
(平成29年度宜野湾市ひとり親家庭実態調査)



3) 受け皿確保に向けた支援

平成 28 年度より、一括交付金を活用し、「多様な働き方就労支援事業」を実施しています。ひとり親家庭の親が参加している状況もみられます。今後とも、実践的な座学や就労に結びつく職場実習の実施等、より効果的な取り組みとなるよう努めていく必要があります。

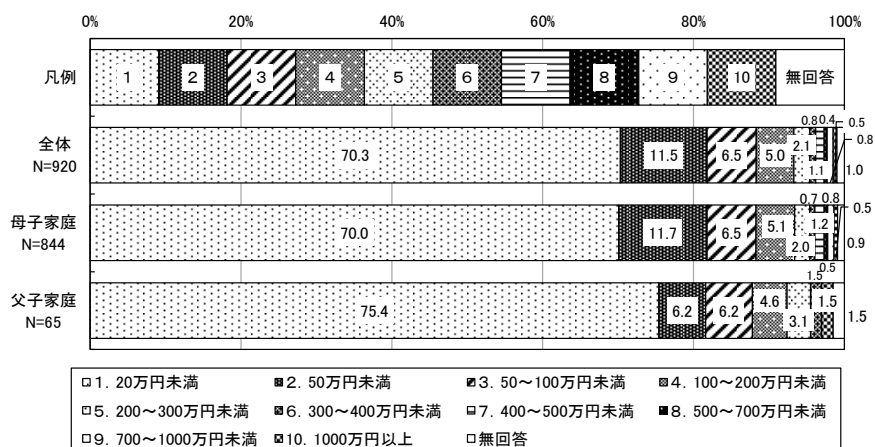
また、市内事業所に対し、ひとり親家庭等の雇用に対する理解を深めてもらうため、助成金等に関する情報提供の実施を検討していくなど、受け皿確保に向けた支援を行っていく必要があります。

(4) 自立に向けた経済支援

1) 各種経済支援策の普及

平成 28 年 8 月から児童扶養手当の第 2 子目以降の加算額が増額されましたが、当事者実態調査や意見交換会、関係団体ヒアリング等において、経済的に困窮している世帯への支援を求める声が寄せられています。当事者実態調査では、7 割が貯金 20 万円以下で、5 割以上が借金を抱え、一部の方は消費者金融から借り入れしてしのいでいる実態もうかがえます。本市では、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の利用案内も行っていきますが、条件が合わずに貸し付けが受けられない場合には、他関係機関の制度等に繋ぐなど、支援に努めています。引き続き、各種手当てや諸制度の活用・周知を図り、経済的な支援を行っていく必要があります。

■貯金の金額（平成 29 年度宜野湾市ひとり親家庭実態調査）



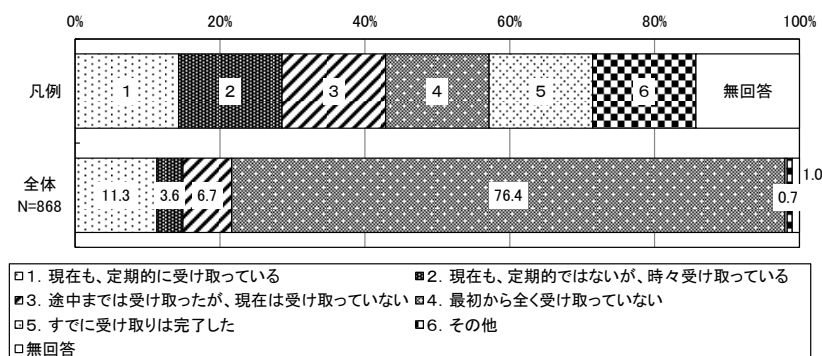
(5) 養育費の確保

1) 養育費に関する情報提供

当事者実態調査で明らかなように、ひとり親家庭になった理由として離婚が大きなウエイトを占めています。沖縄県の離婚率は全国平均に比べて極めて高い状況にあり、県内でも本市は離婚率が高い状況にあります。そうした中、情報不足や諦めにより養育費を受け取っていない場合が多く見受けられますが、児童家庭課や市民課窓口にチラシを設置するなど養育費に関する情報発信に努めています。なお、当事者実態調査において、養育費を受け取っている方は平成24年度調査(同7.8%)よりもわずかに向上していますが、14.9%と2割に達していない状況にあります。

子どもの当然の権利を守る意味において、養育責任を持つ保護者自身や元配偶者に対し養育費に関する広報・啓発活動を推進するなど、養育費確保に向けた取り組みを推進していく必要があります。

■ 養育費の取得状況 (平成29年度宜野湾市ひとり親家庭実態調査)



2) 相談支援の充実

養育費の相談については、窓口でのパンフレットの配布の他、相談内容によっては無料法律相談に繋ぐ等の対応を行っています。法的対応への支援に関しては、担当職員や母子・父子自立支援員等の相談窓口の職員も知識に乏しい状況にあることから、養育費に関する相談に対応できるよう、全国研修会等への参加等により理解を深め、適切な相談対応等に努めていく必要があります。

3. 基本姿勢及び基本目標

(1) 自立支援の基本姿勢等

本計画は、様々な場面において支援を必要とするひとり親家庭等に対し、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、行政や当事者団体、地域等、多様な資源の活用を図る中で、各種支援策を総合的に展開していきます。

(2) 自立支援の基本目標

1) 相談・情報提供体制の強化

ひとり親家庭等の抱える多岐にわたる課題に対してきめ細かな対応ができるよう、母子・父子自立支援員をはじめとした相談対応職員のスキルアップ等により相談窓口や情報提供の充実を図るとともに、関連セクション・関連機関同士の連携・調整の実施を通し、各種サポート・サービスに適切につないでいくことのできる体制構築をめざします。

加えて、各種制度や事業の情報が必要な方に必要な時に提供できるよう、ホームページの充実やタイムリーな情報提供に努めます。また、ひとり親家庭等が地域の中で安心して生活していけるよう、母子寡婦福祉会の加入促進・育成支援や、当事者同士の交流の場の周知・利用促進を図り、当事者同士の支え合いを強化していきます。ひとり親家庭等については健康不安を抱えている方が多い状況も懸念されることから、健康管理に関する情報提供や健康相談等の実施に努めます。

2) 子育て及び生活支援

就労による自立をめざす前提として、子育てとの両立を図ることができるよう、認可保育所への入所選考に際し、優先的取扱いの継続実施をはじめ、ファミリー・サポート・センター事業等の周知及び利用者負担軽減策の充実にも努めるなど、各種子育て支援策の充実を図ります。加えて、ひとり親家庭の児童に対する学習支援や進学相談といった学習支援策を継続します。また、離婚等により生活環境が大きく変化する激変期においては、住宅といった生活の場に困窮することから、市営住宅や民間賃貸住宅に入居しやすい条件整備に努めるとともに、母子家庭への総合的な支援とDV被害者の支援に資する母子生活支援施設の整備検討を図るなど、自立に向けた生活支援を行います。

3) 就業に対する支援

職業能力開発に向けた各種支援策の実施を継続するとともに、沖縄県母子家庭等就業・自立支援センターや公共職業安定所、庁内の産業関連セクション等といった関係機関との連携強化により、ひとり親が安定した就労に結びつくよう、就業面での支援体制の充実を進めます。さらに、母子・父子自立支援員による各人の状況に応じた自立・就業支援のためのプログラムの策定により、就業に向けた子育てなどとの両立における不安の解消のための支援を実施します。また、ひとり親家庭等が働きやすい就業環境等と

いった受け皿の確保をめざし、商工会や企業を対象に国や県の補助メニュー等の各種制度の情報提供に努めます。

4) 自立に向けた経済支援

児童扶養手当制度や母子寡婦福祉資金貸付等が生活の安定と自立の助長に有効につながるよう、周知の徹底を図ります。特に、緊急的な対応が求められる困窮世帯等については、宜野湾市社会福祉協議会等の関係機関との連携により支援に努めます。また、母子及び父子家庭等医療費助成制度の継続と充実に努めます。

5) 養育費の確保

養育費の確保に向け、広く市民に対して広報・啓発活動を実施するなど積極的なアプローチを実施することにより社会的な気運を高めていくとともに、離婚届提出時等における適切な情報提供を図ります。また、養育費に関する相談支援に適切に対応できるよう、相談担当職員への研修機会の確保を図るとともに、養育費確保に向けた法律相談等の相談の機会の確保やその情報提供に努めます。

(3) 施策の体系

前述した基本目標をもとに、施策の体系を整理します。

大項目	中項目	細目	重点	頁	担当課・関係課
(1) 相談・情報提供体制の強化	1) 相談窓口・情報提供の強化	①母子・父子自立支援員の周知・資質向上	★	P16	児童家庭課
		②各種広報媒体を用いた情報提供の強化		P16	児童家庭課・秘書広報課・IT推進室
		③職員の資質向上及び体制の強化		P17	児童家庭課
	2) 関連機関等との連携、当事者団体の育成	①母子寡婦福祉会の普及・育成支援	★	P18	児童家庭課
		②地域における支援体制の強化		P18	児童家庭課・福祉総務課・市民生活課
		③ひとり親家庭情報交換事業（おしゃべり会）の実施		P19	児童家庭課
		④多様なネットワークづくりへの支援		P19	児童家庭課
	3) 健康相談等の強化	①健康上の支援が必要なひとり親家庭の早期発見・早期支援の実施		P20	児童家庭課・健康増進課・障がい福祉課・教育委員会指導部
		②寡婦家庭に対する健康相談等の強化		P20	児童家庭課・健康増進課
		③思春期における総合的な健康支援		P21	健康増進課・児童家庭課・教育委員会指導課・市民協働推進課
(2) 子育て及び生活支援	1) 子育て支援の強化	①保育所への入所選考時の優先的取扱い等の実施		P22	子育て支援課・こども企画課
		②認可外保育施設利用料の負担軽減の実施（新規）		P22	子育て支援課
		③ファミリー・サポート・センター事業の強化及び利用者負担軽減の実施		P23	こども企画課
		④地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業による子育て相談の強化		P23	子育て支援課・こども企画課
		⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進及び利用負担軽減の実施	★	P24	こども企画課
		⑥児童センターの充実（新規）		P24	こども企画課
		⑦学習支援事業の実施	★	P25	児童家庭課・生活福祉課
		⑧子どもの居場所づくりの実施及びこども支援員の配置（新規）		P25	生活福祉課
	2) 生活の場の支援強化	①市営住宅入居者決定時における優先入居枠の確保		P26	建築課
		②民間賃貸住宅を活用した住居確保等支援	★	P26	児童家庭課・生活福祉課
		③母子生活支援施設の設置	★	P27	児童家庭課
	3) 日常生活支援の強化	①日常生活支援事業の利用促進		P28	児童家庭課
		②ショートステイ・トワイライトステイの実施	★	P28	児童家庭課

(3) 就業に対する支援	1) 就業に対する相談支援体制、情報提供の強化	① 母子・父子自立支援員による相談・情報提供の強化	★	P29	児童家庭課
		② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施		P29	児童家庭課
		③ 「生活保護受給者等就労自立促進事業」等の推進	★	P30	児童家庭課・生活福祉課
	2) 就業に向けた能力開発に対する支援	① 自立支援教育訓練給付金の実施		P31	児童家庭課
		② 高等職業訓練促進給付金事業の実施		P31	児童家庭課
		③ 就労支援講座等の案内の充実と受講促進	★	P32	産業政策課・児童家庭課
	3) 受け皿の確保に向けた支援	① 市内事業所への広報・啓発活動の推進		P33	産業政策課・児童家庭課
		② ひとり親家庭等の雇用に向けた各種制度の活用促進		P33	産業政策課
		③ 子育て等と両立しやすい市内事業所の環境整備		P33	産業政策課・こども企画課
(4) 自立に向けた経済支援	1) 各種経済支援策の普及	① 社会保障制度・社会資源の活用		P34	児童家庭課・生活福祉課・教育委員会総務課・教育委員会学務課
		② 児童扶養手当制度の周知及び自立支援の働きかけ		P34	児童家庭課
		③ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度についての情報提供・利用促進		P35	児童家庭課・産業政策課
		④ 母子及び父子家庭等医療費助成の普及、自動償還払制度の実施		P35	児童家庭課
		⑤ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施 (新規)		P35	児童家庭課
	2) 多様な生き方と自立を促進するための働きかけ	① 制度の公平性担保に向けた働きかけ		P36	児童家庭課
(5) 養育費の確保	1) 養育費に関する情報提供	① 養育費についての広報・啓発活動の実施		P37	児童家庭課
		② 離婚届提出時等における適切な情報提供の強化		P37	児童家庭課・生活福祉課・市民課
		③ 対応する職員への研修等の実施		P37	児童家庭課・生活福祉課・市民課
	2) 相談支援の充実	① 特別相談事業の活用促進		P38	児童家庭課・生活福祉課・市民生活課
		② 母子・父子自立支援員等による相談支援の強化	★	P38	児童家庭課
		③ 無料法律相談の周知・相談機会の拡充		P38	市民生活課・児童家庭課

※細目の『★』は重点施策 (P40 参照)

※行政組織の再編に伴い、課名については平成 30 年 4 月からの名称を掲載。

4. 自立支援の具体的計画

(1) 相談・情報提供体制の強化

1) 相談窓口・情報提供の強化

①母子・父子自立支援員の周知・資質向上

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
ひとり親家庭等が抱える様々な問題・相談に対し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うための総合的な相談窓口としての役割を担う「母子・父子自立支援員」について周知を図るとともに、相談（予約制）の利用を促進してきます。また、母子・父子自立支援員の資質向上に努めます。						母子 父子 寡婦	児童家 庭課	—	—	○

※母子・父子自立支援員とは、ひとり親家庭等に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うほか、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う相談員のこと。

②各種広報媒体を用いた情報提供の強化

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
各種支援策を有効に活用できるように、宜野湾市版のひとり親家庭ガイドブックの作成に取り組むとともに、広報誌やホームページを活用した情報提供の充実を図ります。また、市母子寡婦福祉会や民生委員・児童委員等、身近な人材を通じた情報提供に努めるとともに、携帯電話の活用等も含め、より効率の良い情報提供方法の導入を検討していきます。						母子 父子 寡婦	児童家 庭課 秘書広 報課 IT推 進室	—	—	○

③職員の資質向上及び体制の強化

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
ひとり親家庭等の抱える多様な問題・課題に対し、適切な相談支援や対応窓口の紹介等を行うためにも、業務に携わる職員の資質向上に努めます。また、本計画を積極的に推進していくためにも、職員体制を強化します。		関係職員研修等の充実				母子 父子 寡婦	児童家 庭課	—	—	○

2) 関連機関等との連携、当事者団体の育成

①母子寡婦福祉会の普及・育成支援

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
市公共団体育成補助金の継続的活用により、市母子寡婦福祉会活動の充実・育成支援に努めるとともに、案内チラシの設置・配布、児童扶養手当現況届期間や随時窓口などでの会の紹介や活動成果の周知等を通じ、新規会員の加入促進に努めます。 また、市母子寡婦福祉会と連携して取り組むことのできる新規事業の実施を検討し、会員獲得に繋げていきます。	補助金の継続、加入促進					市母子寡婦福祉会 母子 父子 寡婦	児童家庭課	-	-	○
市母子寡婦福祉会と連携して行う新規事業の検討										

②地域における支援体制の強化

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
ひとり親家庭等への地域における支援を強化するため、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会等との連携強化に努めます。	民生委員・児童委員、自治会等との連携による地域支援体制の強化					母子 父子 寡婦	児童家庭課 福祉総務課 市民生活課	-	-	○
	市社会福祉協議会との連絡会等の開催									

③ひとり親家庭情報交換事業（おしゃべり会）の実施

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度			国	県	市
	当事者同士の情報交換・事業のピアサポートに向け、交流の場・機会づくりを行う「ひとり親家庭情報交換事業（通称：おしゃべり会）」の実施を継続します。交流事業を通し、各種制度や事業の周知に繋がるよう、窓口等での周知を継続するとともに、市のホームページ等により積極的な情報発信に努めます。		交流の場・機会づくり						母子 父子 寡婦	児童家 庭課

※ひとり親家庭情報交換事業：ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にあることから、ひとり親家庭等が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設ける事業。

④多様なネットワークづくりへの支援

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度			国	県	市
	当事者NPO団体等に関する情報収集・紹介を行うなど、多様なネットワークづくりを支援します。		当事者NPO等に関する 情報の収集・紹介						母子 父子 寡婦	児童家 庭課

3) 健康相談等の強化

①健康上の支援が必要なひとり親家庭の早期発見・早期支援の実施

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
<p>健康管理に対する意識を啓発していくとともに、身体・メンタル面で健康上のサポートが必要と思われる親または子を発見した場合、健康増進課や教育委員会指導部、障がい福祉課、児童家庭課内の相談員につないでいくなど、適切な支援の実施を図ります。</p> <p>また、児童扶養手当現況届の際、健康増進課との連携により、健康相談ブースの設置を継続していきます。</p>			要支援者の発見、連携体制の強化による支援の実施			母子 父子 寡婦	児童家庭課			
							健康増進課			
			現況届の際の健康相談ブースの設置継続				障がい福祉課	—	—	○
							教育委員会指導部			

②寡婦家庭に対する健康相談等の強化

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分			
	30	31	32	33	34			国	県	市	
	年度	年度	年度	年度	年度						
<p>寡婦家庭については、加齢に伴い健康面での不安も生じるとともに医療費助成もないことから、予防的観点で健康相談を強化していくとともに、健診の受診勧奨を行うなど、健康づくりへの支援を図ります。また、寡婦の医療費助成について、ニーズの把握や先進事例の収集等を行うなど、実施の検討を行います。</p>			健康相談の強化・健診の受診勧奨			寡婦	児童家庭課 健康増進課	—	—	○	
			寡婦への医療費助成に関する先進事例の調査								
			ニーズ把握の実施								
				実施の検討・調整							

③思春期における総合的な健康支援

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
<p>市内の中学生に対し、思春期の性に関する講話や赤ちゃん抱っこ体験学習の開催・充実を通して、性と生殖に関する健康と権利の視点に立った総合的な健康支援を図ります。</p> <p>また、ひとり親家庭は、その児童への性教育のしづらさを抱える傾向にあることから、児童福祉担当等と連携し、保健上の支援に取り組めます。</p>						主に中 学生 母子 父子	健康増 進課			
中学生向け学習会の開催・充実					児童家 庭課					
児童福祉担当等との連携・支援					教育委 員会指 導課		—	—	○	
					市民協 働推進 課					

(2) 子育て及び生活支援

1) 子育て支援の強化

①保育所への入所選考時の優先的取扱い等の実施

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
就労と育児の両立を支援し、経済的安定を図るために、公立・認可保育所への入所選考時の優先的取扱いを継続していきます。また、待機児童の解消をめざし、受け皿の拡充に努めるとともに、非婚母子・父子への寡婦控除のみなし適用を継続し、保育所を利用しやすい条件整備に努めます。			入所選考に際する優先的取扱いの実施			保育を必要とする児童(就学前)を持つ子育て世帯	子育て支援課	○	○	○
			受け皿の拡充							
			みなし適用の実施							
								—	—	○

※保育所への入所選考時の優先的取扱い：保護者の家庭や勤務状況等から育児にかかる負担がより大きい方を優先的に選考するために調整指数を設けており、その中で母子・父子世帯に対する加点を設定することで、入所の優先率を高め、ひとり親世帯の就労と育児の両立を支援している。

②認可外保育施設利用料の負担軽減の実施（新規）

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
児童扶養手当等を受給されている方で、宜野湾市認可保育所に入所申込みをしたが空きがなく認可外保育施設に入所されている場合に、その利用料が認可保育所の保育料相当額になるよう補助を実施します。なお、本事業は平成31年度までとなっていますが、ニーズや待機児童の状況を踏まえ、事業継続について検討します。			ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業の実施			児童扶養手当または母子・父子家庭等医療費助成の受給世帯	子育て支援課	—	○	○
			待機児童の状況も踏まえた事業継続の検討							
								—	○	○

③ファミリー・サポート・センター事業の強化及び利用者負担軽減の実施

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
<p>まかせて会員・おねがい会員・どっちも会員の会員数を拡充するため、市報やホームページ等で情報提供を図ります。また交流会の開催やファミサポだよりの発行・配布を通して、会員全体の情報共有及び交流を図るとともに、事業内容の周知や、病児・病後児サポートや宿泊対応の利用促進に努めます。</p> <p>さらに、利用料金の一部助成を継続実施するとともに、ニーズを踏まえながら助成額等の拡充を検討します。</p>	広報等への情報掲載の充実 全体交流会の実施					市民※	こども 企画課	-	○	○
	病児・病後児サポート等の周知 及び利用促進									
	経済的困窮世帯を対象とした 利用料金の一部助成									
	拡充検討									

※ファミリー・サポート・センター事業：地域の子育てに関する会員制の相互援助活動を推進することにより、就労や学習活動など女性の社会参加活動を推進するとともに、子育てに不安や悩みを持つ保護者への支援を行う事業。（依頼側は12歳までの子を持つ父母が対象。サポート側は全市民が対象。）

④地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業による子育て相談の強化

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
<p>地域子育て支援拠点事業を継続実施し、育児中の親が気軽に集い、交流や子育て・悩み相談等ができる環境整備を推進するとともに、ひとり親家庭の利用促進に向けて、周知に努めます。</p> <p>また、子育て家庭等からの相談に応じ、地域の保育所や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けた支援などを行う「利用者支援事業（特定型）」を継続実施します。</p>	地域子育て支援拠点事業の実施					就学前の 子を持つ 子育て世帯	子育て 支援課 こども 企画課	-	○	○
	利用者支援事業（特定型）の実施									

※地域子育て支援拠点事業：地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助や、親子が自由に遊べる場を提供するなど、子育ての不安等の緩和や、子どもの健やかな育ちを促進する事業。

⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進及び利用者負担軽減の実施

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
<p>保護者負担金が高いため利用していない潜在的待機児童の解消等を目的とした利用料の一部助成について、周知に努めつつ継続して実施します。また、上限額や対象範囲等の拡充を検討します。また、公営のクラブについては、保護者の就労状況を調査し、開所時間延長を検討します。加えて、新たな児童センターの整備に際して、公営のクラブの設置を検討していきます。</p>	放課後児童クラブ利用者負担軽減事業実施					保護者が労働等で昼間家庭にいない就学児童を持つ子育て世帯	こども企画課	-	-	○

※放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）：小学校に就学している子どもで、保護者が就労等により日中家庭にいない子どもを対象として、その放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら生活の場を提供し、遊びや生活を通してその子どもの健全育成を図ることを目的とする事業。

⑥児童センターの充実（新規）

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
<p>現在市内6カ所の児童センターに加え、小学校区に1箇所の配置を目標に整備を進めていきます。また、児童厚生員の技能の蓄積と安定した体制づくりを図り、活動内容を充実していくとともに、家庭、学校、地域との連携体制構築に努めます。</p>	児童センターの増設					保護者が労働等で昼間家庭にいない就学児童を持つ子育て世帯	こども企画課	-	-	○
	活動内容の充実・連携体制の構築									

⑦学習支援事業の実施

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
ひとり親家庭の児童については、経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学の意欲低下や十分な教育が受けられないことが懸念されていることから、安心できる居場所の提供とともに、学習支援や進学相談に取り組み、その拡充を検討します。						母子・父子家庭の中学生	児童家庭課	-	○	○
	子どもの生活・学習支援事業の実施									
						生活保護世帯の中学生 準要保護世帯で非課税世帯の中学3年生 非課税世帯の過卒生	生活福祉課	○	○	○
子どもの学習支援事業の実施										

※子どもの生活・学習支援事業：大学生ボランティア団体との協働等により、ひとり親家庭の中学生を対象に学習習慣の定着と安心できる居場所の提供を目的とした事業です。

※子どもの学習支援事業：生活保護世帯の中学生、準要保護世帯で非課税世帯の中学3年生、非課税世帯の過卒生（平成29年度時点）を対象に、塾に通うことを支援することで学習環境を整え、高校受験や将来の自立を目指すことを支援する事業です。

⑧子どもの居場所づくりの実施及びこども支援員の配置（新規）

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
体験学習や学習指導、生活支援、孤食を防ぐための食事の提供等といった支援を行う「子どもの居場所」を地域に確保します。また、学校や地域に出向いて困窮の状況を把握し、世帯を支援する「こども支援員」を配置します。			実施			子どものいる世帯	生活福祉課	○	-	-

2) 生活の場の支援強化

①市営住宅入居者決定時における優先入居枠の確保

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
市営住宅の空き家待ち入居者決定時において、確実にひとり親世帯が入居できる優先入居枠を確保します。			実施			母子 父子 (多子の世帯)	建築課	—	—	○

②民間賃貸住宅を活用した住居確保等支援

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
住宅に困窮しているひとり親世帯で、自立を目指すひとり親家庭に対し、一定期間民間賃貸住宅を提供し、就労・子育て支援を行う「ひとり親家庭生活支援事業」の継続実施に努めます。			ひとり親家庭生活支援事業の実施			母子 父子	児童家庭課	—	○	○
離職等により経済的に困窮し、住居を失う、又は失うおそれのある者に対しては、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給による支援を行います。			住居確保給付金の実施			困窮世帯	生活福祉課	○	—	○
保証人がいないため民間賃貸住宅の入居が困難な世帯を支援するため、居住サポート事業について、ひとり親家庭を対象にしていくことを検討していきます。			研究・実施			保証人がいない母子・父子	児童家庭課	—	—	○

③母子生活支援施設の設置

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
母子家庭の母と子を入所させて保護するとともに、自立に向け支援するための母子生活支援施設の設置について、先進事例を研究し、公設以外の方法も含めて整備に向けて取り組みます。	調査・研究	・研究	・関係団体等との調整			母子	児童家庭課	○	○	○
			整備の促進							

※母子生活支援施設（旧名称 母子寮）：深刻な状況に置かれている「18歳未満の子どものいる母子家庭の母と子」が一緒に生活しながら、危機を乗り越え、再び社会に出ていくことを支援する入所施設。単に居住空間の提供を行うだけでなく、DV被害や児童虐待、何らかの障がい等、様々な課題のある入所世帯の母・子に対し、職員が自立を援助し、子どもが健やかに育つように指導するなど生活全般にわたって多様な支援を行う。

3) 日常生活支援の強化

①日常生活支援事業の利用促進

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
疾病等の事由により、ひとり親家庭等が一時的な支援を要する場合に家庭生活支援員を派遣する「日常生活支援事業」の普及に努めるとともに、登録および利用促進を図ります。		普及・利用促進				母子 父子 寡婦	児童家 庭課	○	○	—

※日常生活支援事業：母子家庭、父子家庭及び寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣するなど、生活の安定を図ることを目的とした事業。

②ショートステイ・トワイライトステイの実施

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
児童の養育が一時的に困難になった時に児童を児童福祉施設で養育するショートステイ事業について、母子生活支援施設の設置に向けた取り組みも勘案しつつ、多様な実施方策を検討します。また、恒常的に帰宅が遅い場合に夕方から夜間にかけて児童福祉施設等で養育するトワイライトステイ事業についても、同様に実施方策を検討します。		母子生活支援施設の整備の動向を勘案した多様な実施方策の検討				18歳未満の児童	児童家 庭課	○	—	○

※母子生活支援施設の設置については、p24 参照

※ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）：「子育て短期支援事業」のメニューの一つ。保護者が疾病、疲労、その他の身体上もしくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合又は経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、短期間（原則7日間以内）養育・保護を行う。

※トワイライトステイ事業（夜間擁護等事業）：保護者が仕事等の理由によって帰宅が平日の夜間にわたる場合や、休日の勤務の場合等に、児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

(3) 就業に対する支援

1) 就業に対する相談支援体制、情報提供の強化

①母子・父子自立支援員による相談・情報提供の強化

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
就業に関する相談や適切な情報の提供を強化します。そのためにも、県内外で実施される研修会を活用し、各種支援メニューや講座、県・市の就業に関する情報を把握します。また、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと連携した情報提供を行うとともに、通常時及び諸手当現況届時などにおいて、各機関のチラシ配布による周知に努め、相談窓口等の利活用を促進します。	相談・情報提供の強化					母子 父子 寡婦	児童家 庭課	—	—	○
	母子・父子自立支援員相談受付回数（就労関連） 見込み値									
	300 件以上	300 件以上	300 件以上	300 件以上	300 件以上					

②母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
本市の母子・父子自立支援員について、ひとり親家庭（児童扶養手当受給者）の生活状況や本人の就業意欲等に応じた就業支援が行えるよう、「母子・父子自立支援プログラム策定員」としての役割を引き続き付加していくものとし、関係機関との連携のもと、きめ細やかな就労支援を行います。また、プログラム作成後の継続支援に努めます。	実施					母子 父子 （生活保 護受給者 は除く）	児童家 庭課	○	—	○
	母子・父子自立支援プログラム策定件数 見込み値									
	10件	10件	10件	10件	10件					

※母子・父子自立支援プログラム：児童扶養手当の支給を受けている方（生活保護を受けている方は除く）を対象に、母子・父子自立支援プログラム策定員（沖縄県母子家庭等就業・自立支援センターにて実施しているものであり、宜野湾市では母子・父子自立支援員が兼務）が、児童扶養手当受給者の自立、就労のために個々の状況・ニーズに応じた自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携し、就労支援を行う事業。

③「生活保護受給者等就労自立促進事業」等の推進

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分			
	30	31	32	33	34			国	県	市	
	年度	年度	年度	年度	年度						
<p>ハローワークとの連携のもと支援プランを作成し、就労支援メニューを実施します。ハローワークへ同行し、求職登録したり、履歴書の書き方や面接の練習などを行い、就労に向けた支援を行います。ハローワークで実施している企業実習等、本採用に向けたインターンシップに関する事業の情報提供を行うとともに、活用促進を図ります。</p>			実施			<p>児童扶養手当受給者 生活保護受給者 住宅手当受給者</p>	<p>児童家庭課 生活福祉課</p>	○	—	○	
			見込み値								
	生活保護受給者等自立促進事業支援対象者数	17	17	17	17						17
	生活保護受給者等就労自立促進事業の参加者数	9	9	9	9						9
			見込み値								
	60	60	60	60	60						
	件以上	件以上	件以上	件以上	件以上						
	件以上	件以上	件以上	件以上	件以上						

※「生活保護受給者等就労自立促進事業」：生活保護受給者を含め生活困窮者を広く対象として、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進する事業。

2) 就業に向けた能力開発に対する支援

①自立支援教育訓練給付金の実施

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
<p>就職に必要な資格を取得するため、国が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母、父子家庭の父に対し、講座修了後、その受講料の一部を支給します。</p> <p>また、就職に結びつけていくことができるよう、教育訓練講座終了後についても母子・父子自立支援員等による継続支援に努めます。</p> <p>なお、父子家庭の利用促進に向け、事業の周知活動を実施します。</p>			実施			母子 父子	児童家 庭課	○	—	○
			事業の周知強化							
	1件 以上	1件 以上	1件 以上	1件 以上	1件 以上					

※受講料の6割相当額（上限20万円）を支給。

②高等職業訓練促進給付金事業の実施

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
<p>経済的自立に効果的な資格（看護師など）取得のために、1年以上修業する場合、受講期間のうち一定期間について技能訓練促進費を支給し、自立の促進や生活の負担を軽減します。</p> <p>高等技能の資格取得後は、正規職員としての就職につながっていることから、制度の周知とともに、訓練費用等の相談を強化します。</p>			周知の徹底及び実施			母子 父子	児童家 庭課	○	—	○
			高等職業訓練促進給付金の実施							
	8件 以上	8件 以上	8件 以上	8件 以上	8件 以上					

③就労支援講座等の案内の充実と受講促進

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
<p>沖縄県や母子家庭等就業・自立支援センター、県母連等が主催する就労支援講座や市で実施する就労支援講座の情報提供をし、受講の機会を確保します。</p> <p>講座開催については、積極的な情報収集に努め、産業政策課と児童家庭課で情報の共有化を図り、受講を促進します。</p> <p>周知方法については、携帯電話等の活用を検討します。 (再掲)</p>	就労支援講座の情報提供、受講促進					母子 父子 寡婦	産業政 策課 児童家 庭課	—	—	○

3) 受け皿の確保に向けた支援

①市内事業所への広報・啓発活動の推進

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
ひとり親家庭等の雇用に対する理解を深めてもらえるよう、市内事業所を訪問するなど、協力要請に努めます。市内事業所へ沖縄労働局などによる就労に関する情報提供に努めます。	ひとり親家庭等の雇用に関する広報活動等の推進					市内事業所	産業政策課 児童家庭課	-	-	○

②ひとり親家庭等の雇用に向けた各種制度の活用促進

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
国・県の補助メニュー（ひとり親家庭等の受け入れに係る企業向け補助等）の活用と情報提供を図ります。実施にあたっては、市商工会等と連携し、補助メニュー受け入れ企業の拡充に努めます。		補助メニューの活用、受け入れ企業の拡充				市内事業所	産業政策課	○	○	○

③子育て等と両立しやすい市内事業所の環境整備

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
仕事と子育て等を両立しやすいよう、育児休暇・看護休暇の規則化など、啓発活動に努めます。また、子育てしやすい職場づくりに取り組んでいる市内企業を支援し、その取り組みの紹介に努めます。また、事業所内保育所の整備促進に努めます。		啓発活動の実施				市内事業所	産業政策課 こども企画課	-	-	○
	支援検討		実施							

(4) 自立に向けた経済支援

1) 各種経済支援策の普及

① 社会保障制度・社会資源の活用

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
<p>各種手当や諸制度の活用・周知を図り、経済的不安の解消に努めるとともに、法改正等に対応できるよう、職員研修の強化を図ります。</p> <p>また、育英会の奨学金貸与については、市民ニーズや国等の動向を把握しながら事業運営に努めます。</p> <p>就学援助制度については、平成29年度から準要保護の認定基準値の見直しにより認定児童生徒が増加しており、今後も事業の継続及び周知の徹底に努めます。</p>	各種手当等々の周知					母子 父子	児童家 庭課 生活福 祉課	-	-	○
	研修強化による職員の資質向上									
	奨学金貸与					大学生 (大学 院生及 び短期 大学生 含む) 専修学 校生	教育委員 会総務課	-	-	○
	就学援助の継続									

※認定基準値の見直し（1.00 以下⇒1.20 以下へ拡充）

② 児童扶養手当制度の周知及び自立支援の働きかけ

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
<p>児童扶養手当受給5年経過等受給者に対し、減額支給制度の周知徹底と必要な手続き勧奨を図るとともに、自立に向けた各種支援施策へ繋げていきます。</p>	減額支給制度の周知徹底、手続き勧奨、各種支援施策の活用促進					母子 父子	児童家 庭課	○	-	○

③母子父子寡婦福祉資金貸付制度についての情報提供・利用促進

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
母子父子寡婦福祉資金貸付制度を活用し、世帯の自立を図ります。また教育の機会均等や当該世帯の自立に向け、適切に貸付制度を利用できるよう、制度の周知・情報提供の強化を図ります。 起業については、関係課と連携し、資金等の支援情報の提供に努めます。 貸付金を利用できない場合において、他の支援につないでいくことができるよう、市社会福祉協議会等との連携に努めます。	貸付制度の周知、利用促進					母子 父子 寡婦	児童家 庭課 産業政 策課	-	○	-
母子父子寡婦福祉資金相談件数 見込み値										
167 件以上	167 件以上	167 件以上	167 件以上	167 件以上						

④母子及び父子家庭等医療費助成の普及、自動償還払制度の実施

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
母子及び父子家庭等医療費助成事業および自動償還払制度の継続実施を図ります。	自動償還払制度の実施					母子 父子	児童家 庭課	-	○	○

⑤ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施 (新規)

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親が高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講する場合に、その費用の一部を補助することにより、負担軽減を図ります。	事業の周知 実施					母子 父子	児童家 庭課	-	○	○

2) 多様な生き方と自立を促進するための働きかけ

①制度の公平性担保に向けた働きかけ

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
非婚母子（父子）については寡婦控除が適用されない等、生別母子・死別母子との制度上の公平性が担保されていない面があることから、状況の把握を行い、その上で市としての取り組みを行い、あらゆる機会を通し、国に対しての改善要望を行います。	国への制度改善に向けた要望					非婚母子等	児童家庭課	—	—	—

(5) 養育費の確保

1) 養育費に関する情報提供

①養育費についての広報・啓発活動の実施

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
子どもの当然の権利を守るためにも、広く市民を対象に、チラシやHP等広報媒体の利用により、養育費確保の重要性について、意識啓発を図ります。また、児童扶養手当の現況届提出時において、養育費に関する情報提供・相談窓口を設けていくことを検討していきます。	養育費取得に対する意識の啓発					市民	児童家庭課	—	—	○

②離婚届提出時等における適切な情報提供の強化

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
子どもの当然の権利を守るためにも、引き続き離婚届提出窓口と連携し、養育費確保に向けた適切な情報提供に努めます。	離婚届提出窓口との連携による情報提供の強化					父母	児童家庭課 生活福祉課 市民課	—	—	○

③対応する職員への研修等の実施

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
養育費について、適切な情報提供や相談助言ができるよう、母子・父子自立支援員を中心に養育費に関する知識を深めていくとともに、関係課と連携しながら対応する職員への研修等を行います。	相談対応職員を対象とした、養育費研修会・勉強会の実施					父母	児童家庭課 生活福祉課 市民課	—	—	○

2) 相談支援の充実

①特別相談事業の活用促進

内 容	スケジュール					対象	担当課 関係課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
母子家庭等就業・自立支援センター、家庭裁判所等における養育費に関する相談事業の情報収集・周知を図り、活用を促進します。 関係窓口などでパンフレットや、相談機関のリストを配布します。		特別相談事業の周知				母子 父子	児童家 庭課 生活福 祉課 市民生 活課	—	—	○

②母子・父子自立支援員等による相談支援の強化

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
母子・父子自立支援員等による、養育費に関する相談を強化します。女性相談事業との連携のもと、離婚前などから養育費の確保に向けた相談・調整等の支援を行います。 また、養育費取得支援の実施に取り組みます。		母子・父子自立支援員等による 相談の強化				母子 父子	児童家 庭課	—	—	○
		関係団体等 との調整								
					養育費取得支援の実施					

③無料法律相談の周知・相談機会の拡充

内 容	スケジュール					対象	担当課	事業経費 負担区分		
	30	31	32	33	34			国	県	市
	年度	年度	年度	年度	年度					
養育費の取り決めや確保については、法律に関わる課題等が生じることから、市の無料法律相談を周知し、利用を促進します。また、児童扶養手当現況届時等における無料法律相談の機会拡充に努めます。						市民	市民生 活課 児童家 庭課	—	—	○
					無料法律相談の周知・相談機会拡充					

5. 計画の推進にむけて

(1) 推進体制の構築

1) 本計画の周知

本計画で位置づけた施策は多岐にわたります。その推進を図るためにも、庁内の連携はもとより、当事者及び関係機関等との協働が不可欠です。したがって、各種情報媒体の効果的活用や、当事者同士の交流・情報交換の場である「ひとり親家庭情報交換事業」での周知等、多様な機会を通じた情報提供等により、本計画の周知を徹底します。

2) 関係機関・関係各課による施策の着実な実施

本計画策定に際しては庁内検討会議及び作業班会議を組織し、児童家庭課を中心とした福祉保健分野をはじめ、産業分野や住宅分野、教育分野等、多様な庁内連携のもとで様々な施策の検討を行ってきました。今後、策定した施策を具体的なものとしていくため、部を越えた連携・情報の共有を通し、施策の着実な推進を図っていく必要があります。また、施策によっては、当事者団体や市商工会等といった関係機関との連携が求められることから、それぞれの所管課を通じて関係機関との連携を図り、着実に施策実施を図っていく必要があります。

そのため、本計画の推進に関わる関係各課連携のもと、施策の進捗状況や実施上の課題を年度ごとに確認できるように点検シートの作成・関係各課による点検作業等を行っていきます。

3) 市民参加による計画の進行管理

本計画に位置づけた各種取り組みが適切に機能しているかを市民や当事者の視点で確認していくことも大切です。本計画策定に際しては、「宜野湾市地域福祉計画懇話会」に「宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画専門委員会」を設置し、具体的な施策内容の検討を行ってきました。今後は同専門委員会の構成メンバーを中心に、「宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画推進協議会（仮称）」として再編し、計画の点検結果の報告を行うとともに、効果的な実施方策についての助言を受けるなど、進行管理の体制構築に取り組んでいくものとします。また、ホームページ等を通して、市民に対して評価結果の公表を実施します。

なお、関係法令の改正や国の社会保障制度の変更に伴い、ひとり親家庭等に関する各種制度の枠組みが変わることも予想されます。そのため、社会・経済の動向や、ひとり親家庭のニーズ、上記した施策実施状況の評価等を踏まえ、必要に応じ、随時各種施策の見直しを行っていくものとします。

(2) 重点施策及び目標指標の設定

1) 重点施策

本計画で位置づける施策のうち、重点的・優先的に推進すべき取り組みについて、重点施策として位置づけます。重点施策は第二次計画と同様、親への支援と子どもへの支援の二つの項目について設定していくものとしします。

①『親』の自立支援

本計画では、ひとり親家庭等の自立を促進していくため、就業支援の更なる拡充と、きめ細かな福祉サービスの推進とに主眼を置いて、多様な資源の活用を図る中で各種支援策を総合的に展開していくことを基本姿勢として掲げています。

「真の自立」を実現していくためにも、相談や情報提供の中心となる母子・父子自立支援員の更なる活用を促進していくとともに、当事者同士の支え合いや仲間づくりを支えていくことが大切です。また、第二次計画で充分に取り組んでいくことができなかった母子生活支援施設について改めて設置に向けた取り組みを進めていくなど、住まいの確保に向けて取り組みを充実させていくとともに、就労に向けて相談やマッチング、資格取得の支援等、生活基盤の安定を図っていく必要があります。こうした視点をもとに、下記の施策について、重点的に取り組んでいくものとしします。

施策項目	「4. 自立支援の具体的計画」での該当部分	
○母子・父子自立支援員の周知・資質向上	(1) -1) -①	P16
○母子寡婦福祉会の普及・育成支援	(1) -2) -①	P18
○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進及び利用者負担軽減の実施	(2) -1) -⑤	P24
○民間賃貸住宅を活用した住居確保等支援	(2) -2) -②	P26
○母子生活支援施設の設置	(2) -2) -③	P27
○母子・父子自立支援支援員による相談・情報提供の強化	(3) -1) -①	P29
○「生活保護受給者等就労自立促進事業」等の推進	(3) -1) -③	P30
○就労支援講座等の案内の充実と受講促進	(3) -2) -③	P32

②『子ども』に対する支援

ひとり親家庭の児童においては、精神面や経済面で不安定な状況に置かれたり、養育支援が求められる場合がみられます。進学意欲を持つ子どもへの教育支援や進学支援等を通して健全育成を図るとともに、児童の権利を守るためにも養育費の確保に資するよう、下記の施策について重点的に取り組んでいくものとしします。

施策項目	「4. 自立支援の具体的計画」での該当部分	
○学習支援事業の実施	(2) -1) -⑦	P25
○ショートステイ・トワイライトステイの実施	(2) -3) -②	P28
○母子・父子自立支援員等による相談支援の強化	(5) -2) -②	P38

2) 目標指標の設定

本計画で位置づけた基本目標の達成度を確認するため、計画評価の際の確認項目となる目標指標を以下のように設定します。

※なお、目標指標の中には、当事者へのアンケート結果を用いていることから、計画の見直しに際しては、当事者アンケートを実施していくものとし、関連する設問を盛り込んでいくことに留意していきます。

基本目標	目標指標の内容	現 状 (2017年度)	5年後 の姿 (2022年度)	備 考
基本目標1： 相談・情報提供体制の強化	①母子・父子自立支援員の認知度を高める	60.5%	80%	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度アンケート設問9-③において『存在を知っている』（「存在を知っており、相談・指導を受けた事がある」＋「存在を知っているが、相談・指導を受けたことはない」と回答した人の割合。 相談・情報提供の中心的な役割を担う母子・父子自立支援員について、その存在と役割の積極的な周知を図ることにより、認知度を第二次計画の際に目標としていた値（80%）まで高めていくことを目指す。
基本目標2： 子育て及び生活支援	②子どもの学習支援事業の利用割合を増やす	1.6%	15%	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度アンケート設問10-②において、子どもの学習支援事業を「利用したことがある」と回答した人の割合。 事業の利用促進や拡充を図っていくことにより、「今後利用したい」と回答した方（13.3%）も含め、希望者全てが利用できる状況にしていくことを目指す。
基本目標3： 就業に対する支援	③常用勤労者の割合を高める	48.5%	50%	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度アンケート設問5-②において「常用勤労者」と回答した人の割合。 就業相談や受け皿の確保、資格・技術の取得支援を図ることにより、常用勤労者が半数を占めている状況を目指す。
基本目標4： 自立に向けた経済支援	④経済的支援制度の認知度を高める	27.3%	30%	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度アンケート設問10-②において、『母子・寡婦福祉資金貸付』『育英会奨学金貸与』『就学援助制度（学用品費等の援助）』『社協の生活福祉資金貸付』『子育てサポート券助成事業（ファミサポ助成）』『放課後児童クラブ利用者負担軽減事業』の各種制度を「知っている」と回答した人の割合の平均値。（それぞれ、36.8%、22.8%、53.0%、15.2%、24.5%、11.2%） 経済的支援制度の周知を進め、第二次計画の際の実績値（29.7%）程度にしていくことを目指す。
基本目標5： 養育費の確保	⑤養育費を受け取っている方（定期的＋時々）の割合を増やす	14.9%	25%	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度アンケート設問4-①において『養育費を受け取っている』（「現在も定期的に受け取っている」（11.3%）、「時々受け取っている」（3.6%））と回答した人の割合。 養育費に関する情報提供や相談対応等を積極的に進めることにより、受け取っている方（定期的＋時々）の割合を全国調査の値（平成28年度全国ひとり親世帯等調査において養育費を受けている母子家庭の割合：24.3%）程度にしていくことを目指す。

参 考 资 料

参考資料

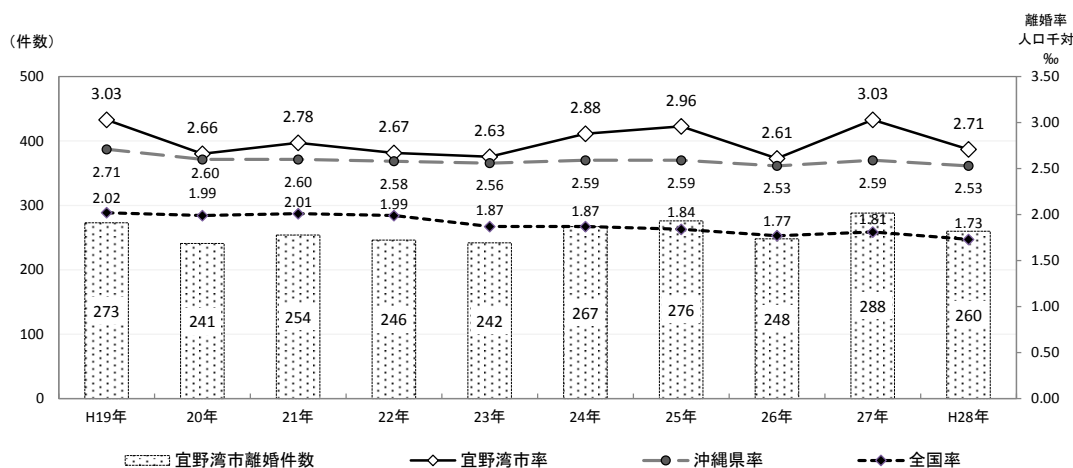
I	宜野湾市のひとり親家庭等の状況	44
1	統計資料など基礎データの整理	44
2	関係団体等ヒアリングのまとめ	51
3	当事者意見交換会のまとめ	53
4	宜野湾市ひとり親家庭実態調査結果	58
II	計画策定の体制、経緯など	77

I 宜野湾市のひとり親家庭等の状況

1 統計資料など基礎データの整理

1) 離婚件数の推移

平成19年から28年の10年間の宜野湾市の離婚件数・率をみると、増減を繰り返しつつ横ばい傾向となっている。この間、離婚率は全国や県を上回って推移しており、離婚する世帯がやや多い傾向にある

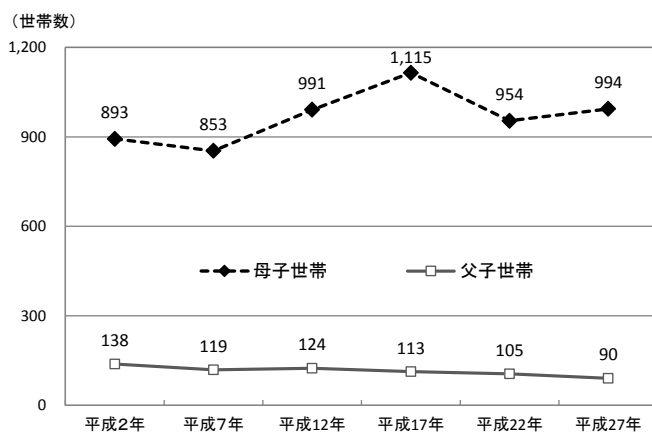


資料：全国-厚生労働省「人口動態統計」、県市-衛生統計年報（人口動態編）沖縄県

2) 国勢調査にみる母子・父子世帯の推移

平成27年の国勢調査より宜野湾市の母子・父子世帯数をみると、平成2年から平成27年の父子世帯数は横ばいとなっており、平成12年以降は減少の傾向がみられる。

母子世帯数は、平成7年より増加傾向がみられ、平成27年は994世帯となっている。依然として、父子世帯数に比べ、母子世帯数は高い状況にある。



世帯	年	宜野湾市	沖縄県	全国
母子世帯	平成2年	893	11,402	551,977
	平成7年	853	11,995	529,631
	平成12年	991	13,545	625,904
	平成17年	1,115	14,931	749,048
	平成22年	954	14,137	755,972
平成27年	994	14,439	754,724	
父子世帯	平成2年	138	1,783	101,705
	平成7年	119	1,863	88,081
	平成12年	124	1,866	87,373
	平成17年	113	1,911	92,285
	平成22年	105	1,770	88,689
	平成27年	90	1,738	84,003

資料：国勢調査

母子世帯：未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯。
父子世帯：未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯。

3) 児童扶養手当受給者の推移・所得状況等

■児童扶養手当受給者の推移

平成28年度の宜野湾市の児童扶養手当受給者は1,633人となっており、「母」が約9割、「父」が約1割となっている。全体の受給者のうち、未婚母子世帯が1割を占めている。

平成19年度から28年度の推移をみると、平成25年度より減少傾向にある。

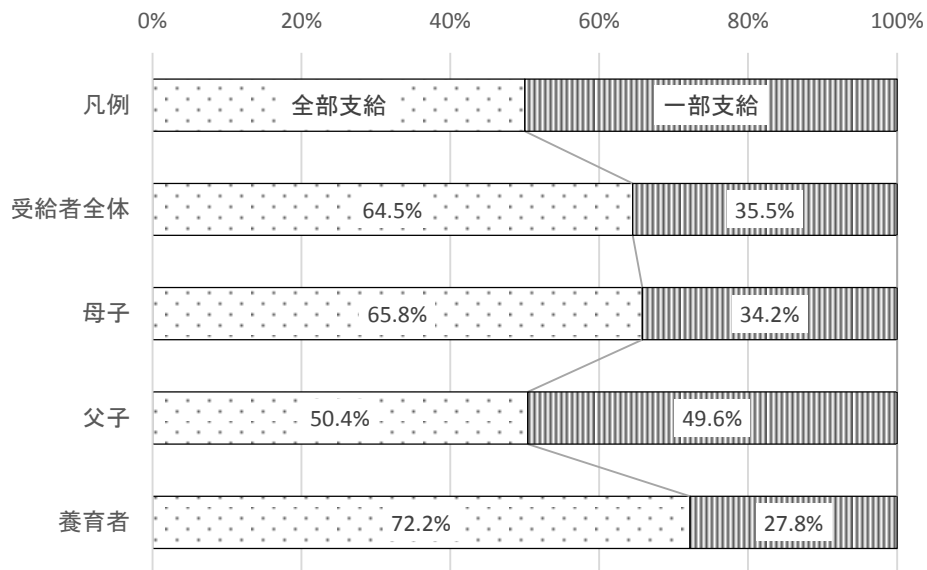
各年度末現在

	児童扶養手当受給対象者					
	合計	対象児童との続柄別				養育者
		母	未婚の母子世帯数 受給者に占める割合	父	未婚の父子世帯数 受給者に占める割合	
平成19年度	1,368	1,352	127(9.3%)	—	—	16
平成20年度	1,436	1,419	139(9.7%)	—	—	17
平成21年度	1,439	1,420	149(10.4%)	—	—	19
平成22年度	1,584	1,440	151(9.5%)	123	不明	21
平成23年度	1,673	1,498	167(10.0%)	152	不明	23
平成24年度	1,723	1,526	178(11.7%)	160	—	37
平成25年度	1,728	1,522	182(12.0%)	170	1(0.1%)	36
平成26年度	1,681	1,494	188(12.6%)	159	1(0.1%)	28
平成27年度	1,657	1,481	185(12.5%)	151	1(0.1%)	25
平成28年度	1,633	1,474	191(13.0%)	141	1(0.1%)	18

資料：児童家庭課

■児童扶養手当受給状況（平成28年3月末現在）

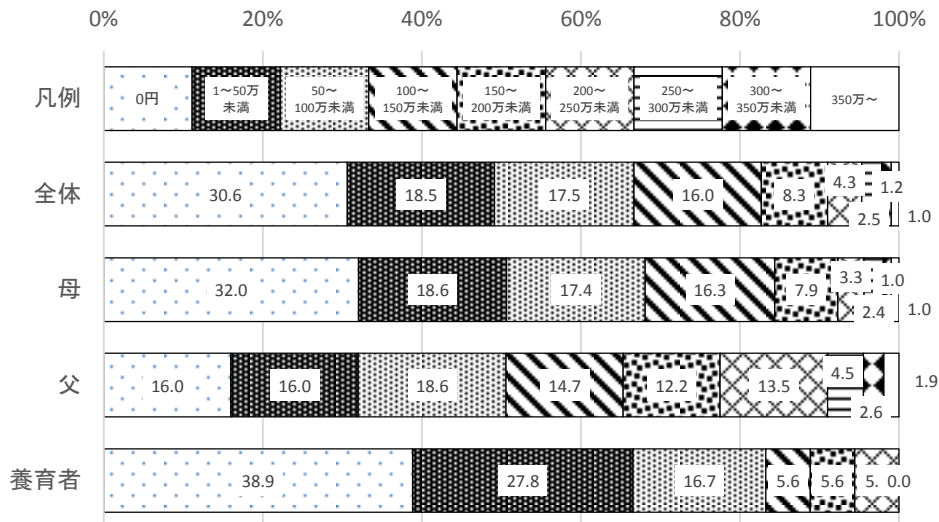
母子については、約7割が「全部支給」で、約3割が「一部支給」となっている。父子は、「全部支給」と「一部支給」ともに約5割となっている。



資料：児童家庭課

■児童扶養手当受給者の所得状況（平成29年3月末現在）

受給者全体の所得状況をみると、0円が約3割（30.6%）と高く、次いで50万未満が2割弱（18.5%）と続いている。「100万未満」の世帯をみると7割弱（66.6%）を占めている。父子世帯では、100万以上が約5割（49.4%）と半数に近く、母子や養育者よりも若干所得が多い。母子・父子世帯の1世帯当たりの平均所得金額をみると、母子は740,181円と、父子は1,147,017円と、母子世帯が低く、さらに、養育者は426,786円である。



平成29年3月末現在（単位：%）

(%)	0	1~50万未満	50万~100万未満	100万~150万未満	150万~200万未満	200万~250万未満	250万~300万未満	300万~350万未満	350万+
全体	30.6	18.5	17.5	16.0	8.3	4.3	2.5	1.2	1.0
母	32.0	18.6	17.4	16.3	7.9	3.3	2.4	1.0	1.0
父	16.0	16.0	18.6	14.7	12.2	13.5	4.5	2.6	1.9
養育者	38.9	27.8	16.7	5.6	5.6	5.6	0.0	0.0	0.0

※ 母平均：740,181円、父平均：1,147,017円、養育者平均：426,786円

資料：児童家庭課

■養育費の状況（平成29年3月末現在）

児童扶養手当受給者について養育費を受け取っている状況及びその金額をみると、養育費については、ほとんどが受け取っていない状況にある。

平成29年3月末現在（上段：人数、下段：割合）

養育費	総計	金額別																
		0円	1~10万未満	10~20万未満	20~30万未満	30~40万未満	40~50万未満	50~60万未満	60~70万未満	70~80万未満	80~90万未満	90~100万未満	100~110万未満	110~120万未満	120~130万未満	130~140万未満	140~150万未満	150万以上
全体	1,711	1,543	20	22	32	27	20	6	11	13	2	6	1	1	2	0	0	5
	100	90.2%	1.2%	1.3%	1.9%	1.6%	1.2%	0.4%	0.6%	0.8%	0.1%	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%
受給者	1,555	1,390	18	22	32	26	20	6	11	13	2	6	1	1	2	0	0	5
	100	89.4%	1.2%	1.4%	2.1%	1.7%	1.3%	0.4%	0.7%	0.8%	0.1%	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%
父	156	153	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100	98.1%	1.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：児童家庭課

4) 各種事業等の実施状況

■母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

国が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業」を実施している。平成24年度以降の状況を見ると、利用者は1～4名と少ない状況にあり、平成28年度は利用者無しとなっている。

母子家庭自立支援教育訓練給付の実施状況

(各年度末現在)

年度	人数	金額(円)	教育訓練(資格)内容
平成24年度	4	181,059	ホームヘルパー2級2人 医療事務1人 介護職員基礎研修1人
平成25年度	1	38,460	ホームヘルパー2級1人
平成26年度	0	0	
平成27年度	1	36,070	介護ヘルパー初任者研修1人
平成28年度	0	0	

資料: 児童家庭課

■高等職業訓練促進給付金事業

看護師や介護福祉士等の就職に有利な資格を取得するため、2年以上修業する場合に生活費の負担軽減のため、「高等技能訓練促進費」を支給している。本市の利用状況を見ると、平成24年度は11名と一時的に利用が高いが、平成25年度以降は10名未満の利用となっている。

高等技能訓練促進費の実施状況

(各年度末現在)

年度	人数	金額(円)	高等技能(資格)内容
平成24年度	11	15,626,000	正看護師2人、准看護師4人、保育士4人、介護福祉士1人
平成25年度	5	5,774,000	准看護師1人、保育士2人、介護福祉士1人、美容師1人
平成26年度	8	9,102,000	正看護師3人、保育士2人、介護福祉士1人、美容師1人、理学療法士1人
平成27年度	7	7,298,500	正看護師5人、保育士1人、美容師1人
平成28年度	9	8,069,000	正看護師6人、保育士1人、介護福祉士1人、社会福祉士1人

資料: 児童家庭課

■日常生活支援事業利用受付状況

日常生活支援事業利用受付状況をみると、平成19年度より増減はあるものの、平成28年度は40件となっている。

各年度末現在										
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件数	19	17	7	7	13	24	36	24	56	40

資料：児童家庭課

■母子及び父子家庭等医療費助成制度支給状況

受給者数は父母・児童ともに、平成24年度以降は減少傾向にあるが、増減を繰り返している。支給状況についても、平成26年度以降は件数・金額ともに減少傾向にあるものの、依然と高い状況にある。

各年度末現在												
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
受給者数 (人)	母子家庭	母	1,298	1,380	1,496	1,488	1,531	1,650	1,469	1,515	1,541	1,550
		児童	1,977	1,985	2,060	2,162	2,356	2,603	2,297	2,389	2,406	2,387
	父子家庭	父	69	74	120	135	163	186	164	155	153	155
		児童	111	108	168	217	266	308	269	255	250	245
	養育者家庭	児童	33	24	34	40	36	41	29	32	32	19
	合計	父母	1,367	1,454	1,616	1,623	1,694	1,836	1,633	1,670	1,694	1,705
	児童	2,121	2,117	2,262	2,419	2,658	2,952	2,595	2,676	2,688	2,651	
支給状況	件数(月)※	12,258	13,716	13,362	12,822	14,494	14,953	15,568	16,422	15,632	14,658	
	金額(円)	34,226,248	36,593,004	38,269,381	35,408,226	41,101,319	43,963,666	46,067,743	49,762,941	47,682,132	46,250,785	

※「件数」は、1回の申請あたりの対象者ごとの診療月数の合計

資料：児童家庭課

■母子及び寡婦福祉資金貸付決定状況

平成24年度から平成28年度までの利用人数の推移をみると、平成28年度は20人と多いものの、それ以外は10名前後の利用となっている。

修学資金と就学支度資金以外は、あまり利用されていない。

各年度末現在											
区分	年度別	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
事業開始資金		0	0	1	2,500,000	0	0	0	0	0	0
修学資金		3	5,952,000	0	0	2	1,464,000	6	8,388,000	8	18,253,800
技能習得資金		1	2,124,000	0	0	2	4,356,000	0	0	1	2,448,000
修業資金		2	2,016,000	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金		1	200,000	0	0	0	0	1	101,700	0	0
就学支度資金		3	1,040,000	1	134,000	1	90,000	3	800,000	8	4,022,500
生活資金		3	816,000	1	300,000	0	0	0	0	3	1,389,000
医療介護資金		1	338,400	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		14	12,486,400	3	2,934,000	5	5,910,000	10	9,289,700	20	26,113,300

※各年度における貸付決定者数と貸付決定の総額であり、貸付継続者を含みません。

資料：児童家庭課

5) 母子世帯向け公営住宅（市町村営）の確保状況

市営住宅における母子世帯の入居をみると、平成28年度では管理戸数342戸に対し、49戸の入居（14.3%）となっている。なお、近年、伊利原市営住宅の建替事業終了に伴い、市営住宅管理戸数が305戸から342戸に増加している。

		1年間における確保状況					家賃	
		公営住宅 管理戸数 A (戸)	母子世帯向 け公営住宅 管理戸数 B (戸)	母子世帯 入居戸数 C (戸)	C/A (%)	C/B (%)	最高 (円)	最低 (円)
平成20年	年度中の確保状況	328	0	40	12.2%	0.0%	36,000	7,600
	年度末現在の戸数	328	0	40	12.2%	0.0%	36,000	7,600
平成21年	年度中の確保状況	0	0	0	0.0%	0.0%	30,300	7,600
	年度末現在の戸数	328	0	35	10.7%	0.0%	30,300	7,600
平成22年	年度中の確保状況	4	0	0	0.0%	0.0%	35,300	7,600
	年度末現在の戸数	280	0	25	8.9%	0.0%	35,300	7,600
平成23年	年度中の確保状況	3	0	1	33.3%	0.0%	43,100	7,600
	年度末現在の戸数	280	0	24	8.6%	0.0%	43,100	7,600
平成24年	年度中の確保状況	8	0	1	12.5%	0.0%	43,100	7,600
	年度末現在の戸数	305	0	24	7.9%	0.0%	43,100	7,600
平成25年	年度中の確保状況	10	0	2	20.0%	0.0%	33,900	8,100
	年度末現在の戸数	305	0	25	8.2%	0.0%	33,900	8,100
平成26年	年度中の確保状況	7	0	1	14.3%	0.0%	27,600	27,600
	年度末現在の戸数	305	0	16	5.2%	0.0%	29,800	8,100
平成27年	年度中の確保状況	42	0	18	42.9%	0.0%	33,900	20,000
	年度末現在の戸数	342	0	43	12.6%	0.0%	33,900	20,000
平成28年	年度中の確保状況	14	0	5	35.7%	0.0%	33,900	20,000
	年度末現在の戸数	342	0	49	14.3%	0.0%	33,900	20,000

資料：児童家庭課

6) 相談件数・内容などについて

■母子・父子自立支援員相談指導件数

平成28年度の相談件数としては、就労に向けた資格取得や職業訓練に関するものが最も多く、次いで経済的な貸付などに関するものとなっている。

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度			
	相談件数	解決件数	相談件数	解決件数	相談件数	解決件数	相談件数	解決件数	相談件数	解決件数		
生活一般	住宅	5	5	15	13	25	20	16	13	0	0	
	医療・健康	病気	7	5	32	12	1	1	2	1	0	0
		障害	3	2	14	5	4	3	0	0	0	0
		その他	0	0	1	0	4	4	1	1	2	2
	家庭紛争	配偶者等の暴力	4	4	2	0	1	1	0	0	0	0
		その他	20	16	32	14	2	2	14	9	12	12
	就労	求職・転職	44	29	149	46	78	60	175	79	86	85
		資格取得・職業訓練	53	40	163	77	84	61	63	31	258	258
		職場の悩み	0	0	4	0	0	0	4	2	0	0
		その他	11	10	2	2	7	7	1	1	0	0
	結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	36	35	
	養育費	1	1	9	7	8	8	5	4	1	1	
	借金	3	3	2	1	1	1	2	2	0	0	
その他	34	26	29	23	20	18	14	13	130	130		
小計	185	141	454	200	235	186	297	156	525	523		
児童	養育	保育所入所	5	4	7	5	0	0	10	10	0	0
		虐待	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	57	32	41	32	48	44	42	42
		教育	7	6	0	0	17	17	5	5	11	11
	非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	就職	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	8	6	10	6	0	0	3	3	13	13	
	小計	24	19	75	44	58	49	66	62	66	66	
経済的支援・生活保護	母子福祉資金	貸付	143	109	206	116	129	117	114	85	179	175
		償還	1	1	12	1	0	0	0	0	10	10
	寡婦福祉資金	貸付	10	6	14	10	3	3	2	1	0	0
		償還	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	公的年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	児童扶養手当	0	0	17	10	6	5	2	2	0	0	
	生活保護	25	22	19	13	0	0	28	19	0	0	
	税	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	
	その他	32	22	63	35	10	6	0	0	0	0	
	小計	211	160	334	187	148	131	146	107	189	185	
その他	14	11	2	2	1	1	2	1	0	1		
合計	434	331	865	433	442	367	511	326	780	775		

※一部抜粋

資料：児童家庭課

■母子父子自立支援プログラム策定状況

平成25年度より平成28年度まで、母子の自立支援プログラム策定件数が5件みられる。父子の利用状況はみられない。

	合計 (件)	母子	
		母子	父子
平成22年度	0	0	0
平成23年度	0	0	0
平成24年度	0	0	0
平成25年度	5	5	0
平成26年度	5	5	0
平成27年度	5	5	0
平成28年度	5	5	0

資料：児童家庭課

2 関係団体ヒアリングのまとめ

第3次計画の策定にあたり、ひとり親家庭の自立支援・相談対応等に関わりの深い宜野湾市母子寡婦福祉会に対してヒアリングを行い、団体の活動状況や課題、今後の自立支援策への展望等の確認・意見交換を行った。以下にその概要を示す。

【ヒアリング実施概要】

○日 時：平成29年12月9日（土） 16：10～17：30

○場 所：社会福祉協議会 会議室

○参加者：宜野湾市母子寡婦福祉会 会員12名

宜野湾市役所児童家庭課 手当二係長、都市科学政策研究所 成田、武島

①団体の構成・会員数について

- ・会員数202名（平成29年12月9日時点）

②加入促進に向けた取り組みの実施状況・課題

- ・クリスマス会等の行事に参加してもらうことで、新規加入に繋がっている。
- ・児童扶養手当更新手続き時等に、母子・父子家庭に向けて加入促進を行っているが、会員獲得にあまり繋がっていない。要因として、子どもが小さいと親自身も自分の時間を作りたいこと、子どもが大きくなると部活動等も始まり、母子会が開催する行事等に参加する事が難しいと考えられ、加入に至っていないと思われる。
- ・昨年までは、父子世帯2世帯が加入していた。しかし、女性の会員が多いこともあり、今後は父子世帯も加入しやすいよう雰囲気や仕組みづくりが必要である。そのためにも、会の名称を「母子・寡婦」に留めず、変更していきたい考えもある。
- ・母子寡婦福祉会への加入は強制ではないものの、児童扶養手当が始まった経緯を考えると、母子会へ加入することで児童扶養手当の存続や、今後のひとり親に関する取り組みにも関わることが出来ると考えられる。
- ・生活保護世帯は会費免除で、加入が可能となる。

③ひとり親家庭の支援に関する取り組みの状況

<相談・情報提供について>

- ・引き続き、全会員に対し、関係行政や社協、県母連からの情報等を年2回（総会前（5月）、クリスマス会（11月頃））にわたって文書を送っている。

<子育て及び生活支援について>

- ・生活支援員は約10名で、沖縄県が生活福祉員養成講座を毎年開催している。
- ・生活福祉員は仕事を持っている方が多いため、状況は厳しい。

<就業に対する支援について>

- ・現況届提出時に、就業支援の取り組みの周知を行っている。

<自立に向けた経済支援について>

- ・以前まで、宜野湾市母子会独自の貸付制度「つなぎ資金」（上限額5万円）や社協貸付制度があった。終了した理由として、貸付を会費の中で行っており、負担が大きかった。そして、貸付制度の終了に伴い、会員数も減少した。
- ・現在は、他の貸付制度の情報提供を実施している。

④取り組みを進める上での課題

- ・母子寡婦福祉会は、寡婦にとって大切な組織である。寡婦に対する支援を考え、実施していきたい。他市町村では、お店等を営業している取り組みもみられる。
- ・九州地区母子寡婦福祉研修大会に参加したことで、県内他市町村の母子会の方と知り合うことが出来た。今後は情報交換を行いながら、合同で行事を行うことも予定している。まだ、具体的な動きではないが、つながりが持てたことが大切であると考ええる。

⑤現計画期間中のひとり親家庭の自立の進展状況について

<良くなったこと・改善されてきたと感じていること等>

- ・母子家庭等に向けた資格取得に関する講座等の開催がある。一方で、講座へ参加するために、子どもをみてもらえる託児所等があると安心して参加することが出来る。

<悪くなったこと・課題が深刻化してきたと感じていること等>

- ・資格取得支援を利用したものの、資格を活かした仕事には就かず別の仕事に就く人がいる。
- ・生活支援等が受給できる場合等は、自身で手当ての中でどうにかやりくりしていく必要がある。行政支援ばかりに頼っていては自立に繋がらない。

⑥関係団体・宜野湾市・関係機関等との連携について

- ・読谷村の母子寡婦会では、地域の民生委員や青年会等との連携がとれている。参考にしながら、地域の民生委員や青年会等と、横の連携を図っていきたい。特に、寡婦は民生委員との繋がりも強いので、連携していきたい。
- ・市内に留まらず、他市町村の母子寡婦会とのつながりも大切である。他市町村の母子寡婦会では、人手不足により行事が開催出来ない状況もあるようなので、連携を図りたい。
- ・宜野湾市母子寡婦福祉会の会員2名で、一般社団法人就労自立支援ネットワークセンターを立ち上げ、Comfy Talk「カンフィートーク」を行っている。ひとり親世帯の気持ちを吐き出す場所として、毎月第3土曜日の午後に開催している。

⑦新たな事業への参入意向等について

- ・協議の場を持ち、実施できる事業を行いたい。

⑧宜野湾市に期待することについて

- ・福祉関係だけでなく行政手続きの際には、母子寡婦福祉会の情報提供等へ協力していただきたい。特に、ひとり親世帯であるものの児童扶養手当を受給していない世帯へ、母子寡婦福祉会の周知活動を行っていただきたい。
- ・市役所内に、母子寡婦福祉会が常設できれば、手続きの際に立ち寄ってもらえる機会も増え、直ぐに繋がる事が出来ると考えられる。
- ・沖縄県母子寡婦福祉会で行われている就労支援に限らず、宜野湾市独自でも実施していただきたい。
- ・児童扶養手当が始まった経緯を知ってもらうためにも、パンフレット等を作成し、周知していただきたい。

3 当事者意見交換会のまとめ

アンケートでは把握できない当事者の生の声を聞き、施策内容への反映を図るため、意見交換を行った。以下にその概要を示す。

■参加メンバー・開催日時等

<参加者>

○ヒアリング対象者

- ・当事者5名：母子家庭の母（5名）
- ・オブザーバー1名：しんぐるまざあず・ふぉーらむ沖縄代表 秋吉晴子氏

○事務局

- ・宜野湾市児童家庭課：手当二係長、母子・父子自立支援員
- ・(株)都市科学政策研究所：成田、武島

<開催日時>

- ・平成29年9月30日（土）15：35～17：00

<場所>

- ・宜野湾市人材育成交流センター めぶき

■意見交換会

※プライバシーへの配慮から、参加者を匿名で記載している。

A～E：母子家庭の母 F：オブザーバー 事：事務局

○ひとり親になった段階から現在に至るまで、どのようなことに困ったか。

A：現在はフルタイムで働いている。子どもが2人いて、一人は小学生、もう一人は認可保育園に通っている。下の子は保育園に通園しているので、遅くまでみてもらえるが、小学生の子どもは学童保育を利用している。認可学童保育は料金が安いものの、距離があり通わせることが難しい。そのため、民間学童保育を利用し、利用料は月1万5千円かかる。来年は、下の子も小学生になるので、2人で月3万円となる。夏休みに入ると、一人当たり利用料が2万5千円になる。何か援助制度がないか探したものの、対象が非課税世帯となっていたので、対象世帯が緩和されると嬉しい。

B：私は子どもが2人いて、2人とも認可保育園に通っている。子どもが体調を崩した時は、病児保育を利用しているが、住んでいる場所からは病院まで距離があるため利用しづらい。また、病児保育の受付前に診察を受ける必要があるため、確実に利用でき

るか分からない。そのため、子どもの体調管理をしっかりと行っている。病児・病後保育は、子どもを持つ全ての家庭が利用すると思うので、対応施設を増やしてほしい。また、感染症等により長期の看護が必要になる場合は、安心して預けられる施設があると良い。

A：子どもの体調が崩れた時に、預けられる場所がないと不安である。

C：私は子どもが4人いて、一番下の子が今年3月に高校を卒業した。実家で母と暮らしていたこともあり、すごく助けられた。収入は良い時で年200万程度のパート勤務で子ども4人を育てることには不安があった。私の場合は実家暮らしということで家賃も必要なく、また兄弟にも助けられ、何とかやってこれた。子どもの学校行事には参加したかったが、何かあった時のためにと思い、有給休暇はあまり利用しなかった。また、母が認知症になり介護が必要だった事もあり、私自身も睡眠が足りない日々が続き、体調を崩して仕事を辞める形となった。資格も無かったので、仕事を辞めるにも辞められない日々が何年も続いた。もう少し体調を優先して、辞めた方が良かったと今では思う。

また、母子家庭になった時に、窓口で母子家庭に関する援助等について質問をしたが、あまり良くない対応をされた。どこに相談したら良いのか分からなかった。子どもが保育園の頃は、学童費用は実費になるため厳しかった。大学進学のため、上限額まで奨学金を借り、長男は400万の借金をしている。

事：5年前に当事者の方へインタビューを行った時は、主な参加者は寡婦の方であった。寡婦の方も無理して働き続け、体調を崩しているという状況がみられた。

C：沖縄県の働き盛り世代の健康状態が良くないと聞くが、それも関係があるのではないか。また、会社の雇用環境も関係があると思う。私自身は会社を休みたくても、中々言えなかった。無理して仕事に行っていたが、体を壊したら元も子もない。親の介護との、板挟みも考えられる。もっと、介護休暇の認知度が高まり、実際に取得できるような取り組みが行われてほしい。

事：色々な制度やサービスの情報提供が大切ということだと思う。

D：当時は離島に住んでいたが、2週間に1回の通院が厳しくなり、宜野湾市に引っ越してきた。現在は、生活保護を受けて療養している。最近では体調も良くなり、障がい者枠で就職を希望し、面接を受けているが受からない。募集要項を見る限り、「障がい者の方も休暇は取りやすい、週3日勤務」とあるが受からない。中学生の子どもが2人いて、一人は受験生である。現在、福祉制度を利用して、塾に通っている。中学2年生の子も塾に通わせたいが、中学2年生は枠が無いため通えていない。また、中学2年生の子は、修学旅行があり、説明会時に旅行費8万円の支払いがあると説明があったが、生活保護世帯としては厳しい。教育委員会の助成制度を申請したものの、払い戻しの仕組みである。母子・父子世帯にとって、急な大きな出費は痛い。学校側は事前に把握していると思うので、前もって連絡が欲しい。

事：今回のアンケート結果から、貯金がほとんどないとの回答が多くみられる。

D：福祉制度を利用しているものの、子どもには皆と同じように修学旅行にも行かせたいし、教育を受けさせたい。

E：私は6年前に他市町村から宜野湾市に引越ししてきました。引越し前まで、母子会の存在を知らなかった。宜野湾市への引越しをきっかけに手続きを進めていく中で、母子会の説明を受けて加入した。上の子どもが中学3年生、2番目の子が中学1年生に上がる時期だったので、塾に通わせることも考えていた。その時、母子会より塾に通うための支援制度があると聞き、2人とも利用させてもらった。今、3番目の子が中学1年生で同じように制度を利用したいと思ったが、現在は条件が変わっているようで、中学3年生のみとなっている。対象年齢の幅や、塾の選択肢があると良い。引越し当初はアパートに住んでいたが、家賃は大きな出費となり経済的に厳しかった。そのため県営団地や市営団地に申し込みを続け、昨年に当選し、市営住宅へ入居している。住宅面では、とても助かっているが、通学が遠くなってしまった。宜野湾市に、市内バス（コミュニティバス）があると助かる。子ども達が気軽に利用できると良いのではないかと。自分自身のスキルアップを考えた時に、役所で母子・父子自立支援員さんから資格について説明をしていただいた。資格については看護師以外にも、幅があると嬉しい。最近では自分の時間を持ちたいと思い、広報誌に掲載されていた体力づくり講座に参加している。参加することでまた頑張ろうと思えるし、人と関わることで新たな考え方に接している。今回のメイクアップ講座も楽しく、モチベーションが高まる機会となった。こういう機会が、お母さん達には必要だと思う。ヨガ教室では先生から栄養学を学べて、子育てにも活かすことが出来る。イベントやサービスについての電話連絡もいただけるので有り難い。

A：宜野湾市は他市町村と比べると、社協さんや母子会の支援も含めて充実している印象である。伊佐・大山地区になると通学は不便もあり、私自身も普天間に引越しをした。公営住宅についても、もう少し枠を増やしてもらえるように工夫していただきたい。家賃は支出の中でも大きいので、公営住宅に入居が出来ると非常に助かる。

F：沖縄県では空き家対策を行っているものの、進んでいない状況である。各自治体でも進んでいないと思われる。県外だと、昭和に建てられた復興住宅をリノベーションして、ひとり親世帯向けの価格で賃貸として出されている。住宅は基本であり、支出の中でも大きいので、住宅支援は重点的にやっていただきたい。

〇ひとり親家庭の自立は進展したと感じられるか。

A：認可保育園への優先入所はとても有り難い。

B：児童扶養手当が2人目になると、1人目より金額が上がるのは助かる。

D：しかし、児童扶養手当受給から5年経つと減額されてしまう。

F：その法律は現在、凍結されている。仕事を探している、また病気で仕事に就けない場

合は診断書等を提出することで適用が免除される。

D：引越し前に住んでいた市町村では、児童扶養手当受給から5年目になり、減額の対象となると言われた。診断書を提出すれば良いと言われたが、直ぐには診断書が提出できず減額された。その後に診断書を提出し、減額された分は払い戻しがあった。現在は障がい者手帳が受給されたので、手帳提示で対応してもらっている。引越しの際も、必要書類について説明がなかったが、実際に宜野湾市で手続きを行う際に、必要な書類がたくさんあり、取り寄せる事となり苦労した。自治体やの窓口担当者によって、対応が異なるのは困る。

○今後充実して欲しいこと、期待することについて

E：コミュニティバスがあれば、低額で利用出来て良い。

D：バス利用時に、料金が安くなるチケット等の支援制度があると有り難い。

C：高校生になると通学でバスを利用する事もあるので有り難いと思う。

A：塾に関する支援があると話が合ったが、それは塾代の援助、もしくは免除があるのか。

E：塾代の援助がある。模擬試験やテキスト代は自己負担となる。

A：アイデアとして、放課後に各学校の教室を利用し、臨時職員等を活用して塾に行けない子ども達向けに学習支援を行うのはどうか。子ども達の移動も必要無いので、自治体にとっても費用が抑えられるのではないか。

事：学校で学習支援が受けられる体制があると良いということですね。

C：塾への送迎が難しい人も考えられるので、そのような問題も解消される。

D：時々、中学校では成績の良くない子を対象に、大学生が勉強をみる機会がある。大学生も呼べる人数が決まっているらしく、対象人数も少なかったようである。

F：皆さんに、養育費の受け取りについてお聞きしたい。受け取っている方は、どういう取り決めをしていますか。

E：取り決めは特に行っていない。協議離婚をして、養育費については口頭での約束である。しかし、最初の1年は入ってこなかったもので、生活が厳しい事を伝えた。それからは、2ヶ月に1回のペースで払ってくれるようになった。現在は、欲しいと伝えるともらえる形である。

F：養育費は振込みで受け取っているのか。

E：子どもを通して受け取っている。私の口座に入ってくる事はなく、子どもと会う時に渡してくれている。

A：離婚時に役所で養育費に関する案内を受けた。しかし、経済的な理由で離婚した事もあり、受け取れる見込みがなかったので断った。

F：お子さんとお父さんが会う機会はありますか。

- A：子ども達はお父さんが大好きなので、会って話すことはしている。
- B：私も同様に、養育費は受け取っていない。元配偶者は、既に再婚しているが、月1回は子どもと父親の面会交流がある。
- F：養育費は受け取っていないということですね。
- B：はい。節約でも、少し我慢すれば何とか出来ている。
- A：養育費の取り決めをしたのに、受け取れなくてストレスになるよりは、受け取れないと分かった上で関わる方がストレスにもならない。
- D：私も経済的な理由で離婚をした。結婚当初から、生活費を入れて貰えずに貯金を崩して生活していた。しかし、貯金も底をつき厳しくなり離婚し、現在は消息不明である。
- F：現在、児童扶養手当は4ヶ月に1回の支給となっているが、来年度以降は2ヶ月に1回の支給となる可能性がある。総額は変わらず、2ヶ月に1回の支給となる事については何かあるか。
- C：次の支給まで4ヶ月は長い。
- A：2ヶ月に1回の支給となれば、家計も回しやすくなる。
- F：児童扶養手当に頼る部分も大きく、生活費の一部であると思う。短いサイクルでの支給が望ましい。支給日前は、家計を切り詰める状況ではないか。
- D：そうですね。
- 事：最後に、これだけは言っておきたいという事があればお願いしたい。
- F：宜野湾市に限らず、沖縄県内で同様の意見を聞いている。バス等の移動支援については、那覇市では市内バスがある。子どもが高校生になると、バス利用の可能性もあるのでバス代は負担になる。また、施策は色々あると思うが、自分はどれが利用出来るのか、詳細な情報が伝わっていない。その課題を解決するためにも、アプリ等での情報収集や、申請が可能となると良い。厚生労働省も計画はしているが実際動けていない。あるいは、自治体から対象者に向けてメールを送信し、情報が平等に行き渡るような仕組みが必要である。
- 事：皆さんからの意見を可能な限り反映させていきたいと思います。本日はありがとうございました。

4 宜野湾市ひとり親家庭実態調査結果

1) 調査の概要

① 調査の目的

宜野湾市では、平成 25 年 3 月に作成した「第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」を進めてきました。本調査は、この計画の期間が平成 29 年度までとなっていることから、これを見直し、ひとり親家庭の生活実態を把握し、次期計画(平成 30 年度～平成 34 年度)に反映させるための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

② 調査の実施状況

対象者 : 宜野湾市内の母子・父子世帯、寡婦、養育者

配布数 : 1,801 件

有効回収数 : 920 件

実施期間 : 平成 29 年 7 月 14 日～8 月 31 日

調査方法 : 郵送配布、児童扶養手当現況届けにて回収

医療費助成手続きの会場にて配布回収

2) 調査結果の概要

① ひとり親家庭になった時の状況について

◇ひとり親になった前後で、特に困った事は何ですか。

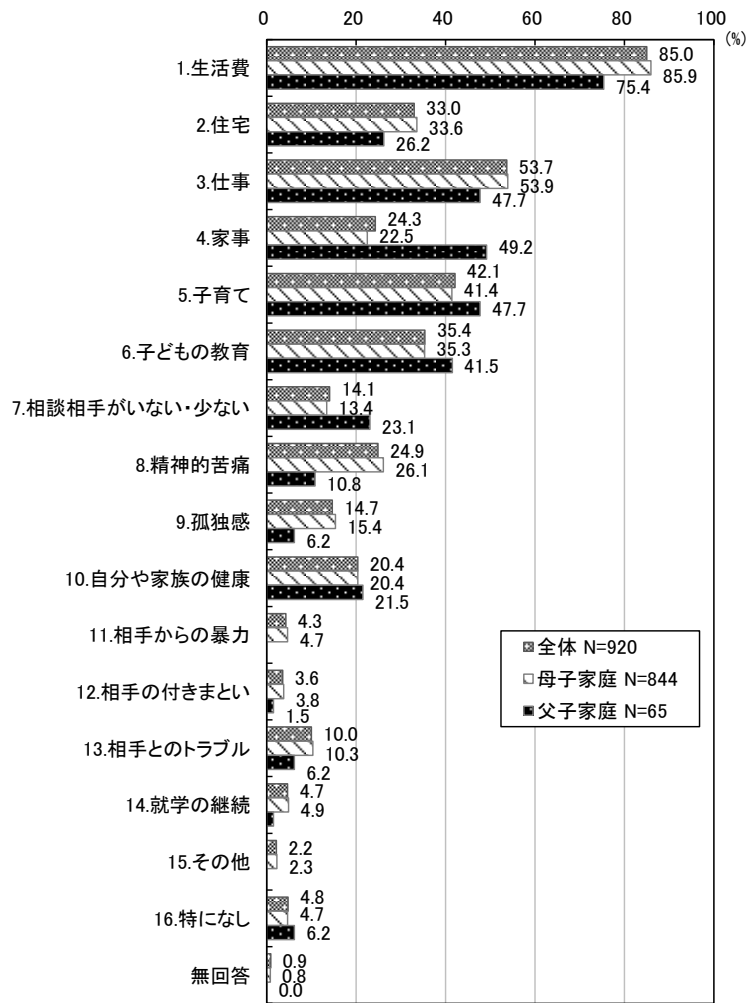
- ・母子も父子家庭も上位に挙がっている5項目のうち、「生活費」「仕事」「子育て」「子どもの教育」が同じ項目となっており、この他、母子家庭では「住宅」、父子家庭では「家事」があがっています。
- ・母子も父子家庭も「生活費」に関する事が1位となっており、母子家庭では、「仕事」や「住宅」といった生活基盤、父子家庭では「家事」の回答が高くなっています。

	1	2	3	4	5
母子家庭	1.生活費 85.9%	3.仕事 53.9%	5.子育て 41.4%	6.子どもの教育 35.3%	2.住宅 33.6%
父子家庭	1.生活費 75.4%	4.家事 49.2%	3.仕事、5.子育て 47.7%		6.子どもの教育 41.5%

参考：5年前に行った調査結果

	1	2	3	4	5
母子家庭	1.生活費 88.7%	3.仕事 62.3%	5.子育て 37.6%	6.子どもの教育 32.4%	2.住宅 30.6%
父子家庭	1.生活費 64.2%	5.子育て 51.9%	3.仕事 48.1%	6.子どもの教育 40.7%	4.家事 39.5%

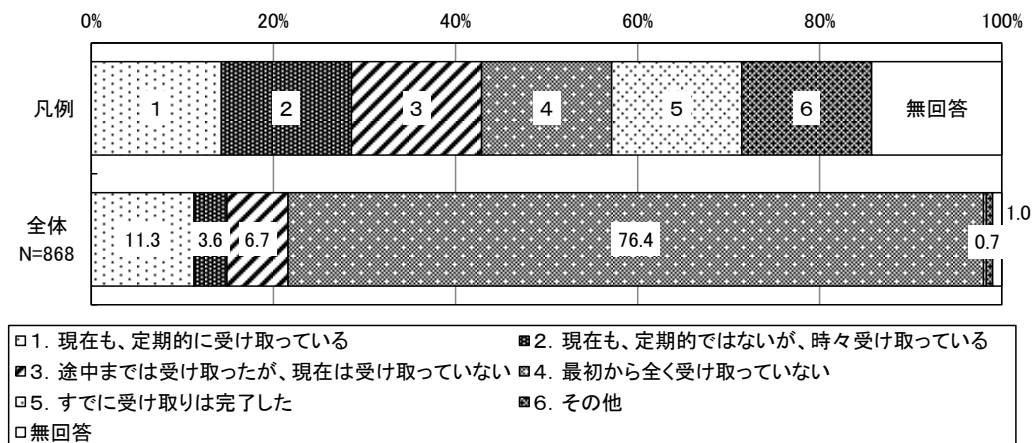
ひとり親になった前後で特に困ったこと



② 養育費について

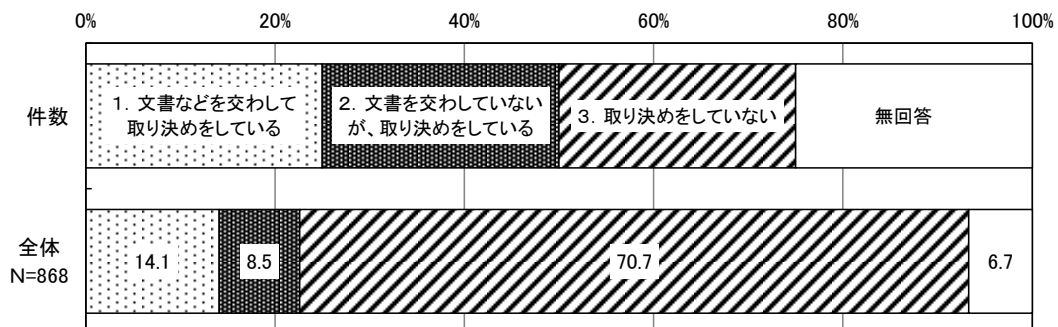
◇養育費を受け取っていますか。

- 「4.最初から全く受け取っていない」が76.4%と高くなっています。「3.途中まで受け取っていたが、現在は受け取っていない」(6.7%)をあわせると、8割強(83.1%)が、現在受け取っていない状況にあります。
- 一方、「1. 現在も、定期的に受け取っている」が11.3%、「2. 定期的ではないが、時々受け取っている」が3.6%となっています。受け取り状況は異なりますが、『定期的』と『時々』をあわせても、“受けとっている方”は14.9%と、2割に達していません。しかしながら、5年前に行った調査では“受けとっている方”が7.8%であり、この間、わずかに向上していることがうかがえます。



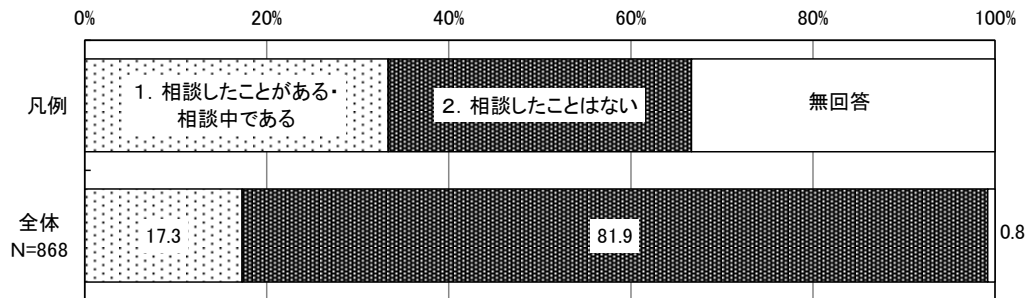
◇養育費の取り決めをしていますか。

- 取り決めの有無については、約7割(70.7%)が「3.取り決めをしていない」状況にあります。一方、『何らかの取り決めをしている』(「1.文書などを交わして取り決めをしている」+「2.文書を交わしていないが、取り決めをしている」)は22.6%となっています。
- 5年前に行った調査では『何らかの取り決めをしている』が18.7%であり、この間、わずかに向上していることがうかがえます。



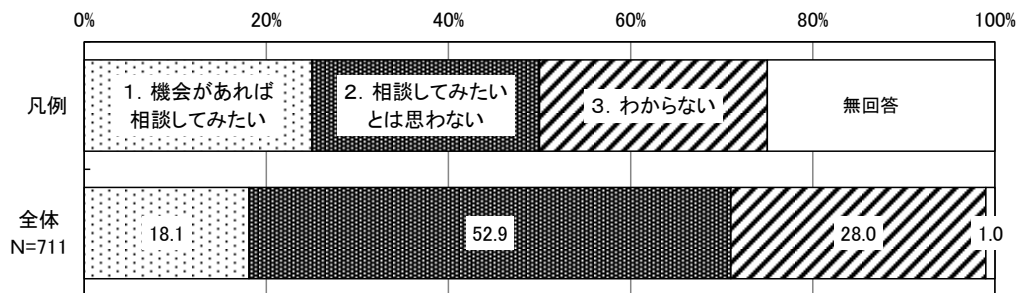
◇養育費について、専門の窓口や弁護士等に相談してことはありますか。

- ・「2.相談したことはない」が8割強（81.9%）、「1.相談したことがある・相談中である」は17.3%となっており、ほとんどの方が養育費について専門の窓口等に相談していない状況にあります。



◇前の質問で「2. 相談したことはない」に○を付けた方にお聞きします。今後、養育費について相談したいと思いますか。

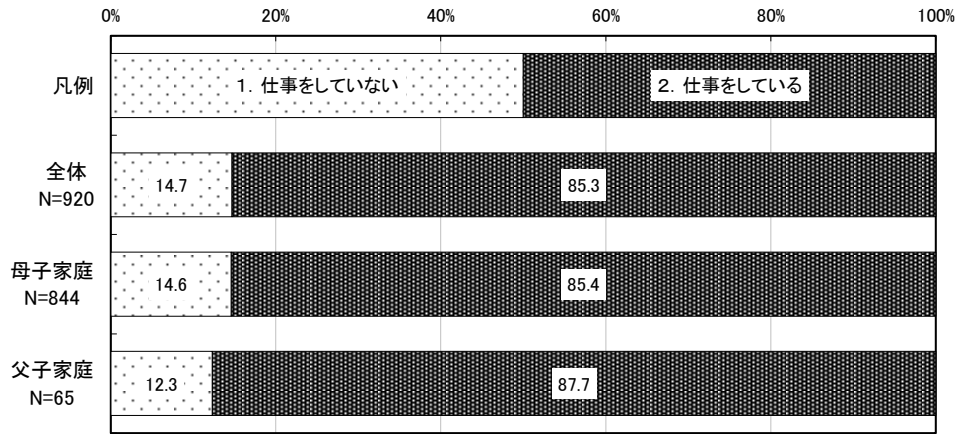
- ・養育費についての相談意向をみると、「2.相談してみたいとは思わない」が5割強(52.9%)で最も高く、次いで「3.わからない」(28.0%)、「1.機会があれば相談してみたい」(18.1%)と続いています。



③ 仕事について

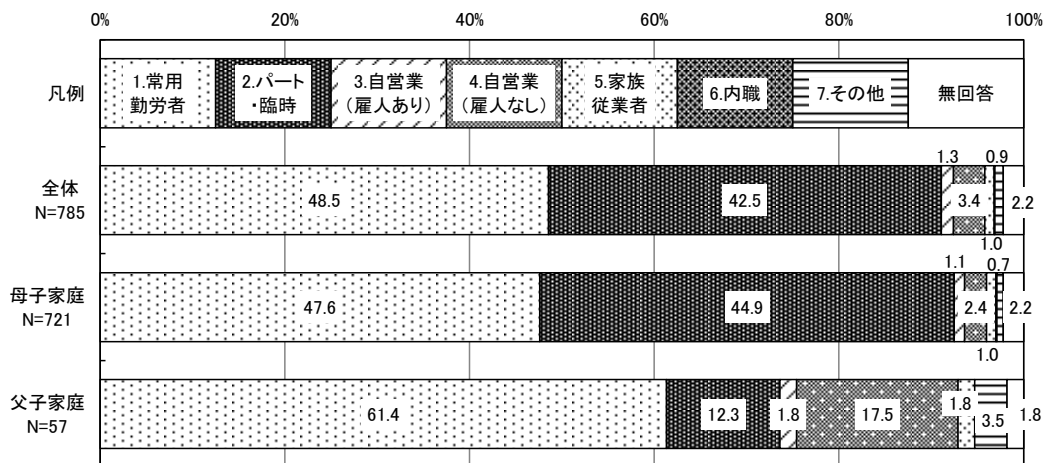
◇あなたは現在仕事についていますか。

- ・母子、父子家庭ともに、「仕事をしている」が9割弱（母子：85.4%、父子：87.7%）を占めています。



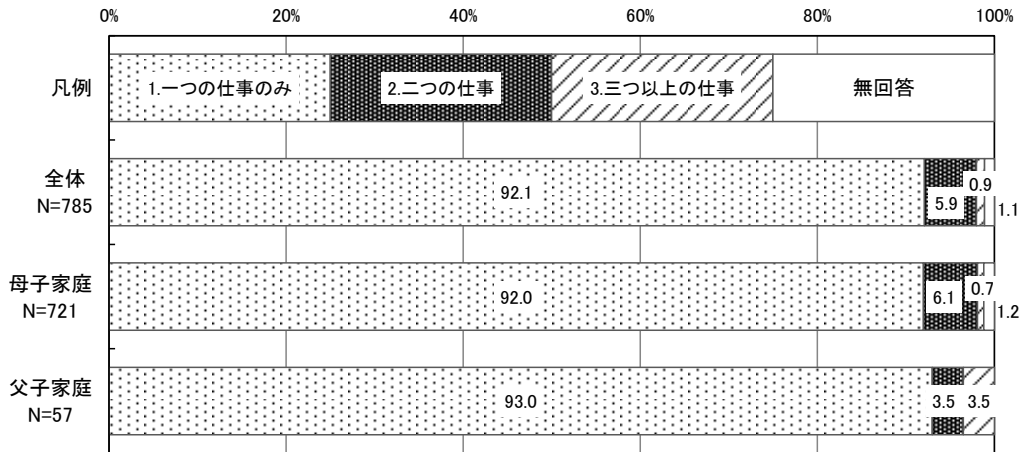
◇あなたは現在どのような働き方をしていますか。

- ・母子家庭は、「1. 常用勤労者」5割弱（47.6%）で最も多く、「2. パート・臨時職」（44.9%）についても同程度みられます。父子家庭は、「1. 常用勤労者」が6割強（61.4%）で最も高く、次いで「4. 自営業（雇人なし）」（17.5%）となっています。
- ・なお、5年前の調査において、母子家庭では、「2. パート・臨時職」（46.8%）が「1. 常用勤労者」（44.6%）を上回っていたことから、この5年間で順位が逆転しています。



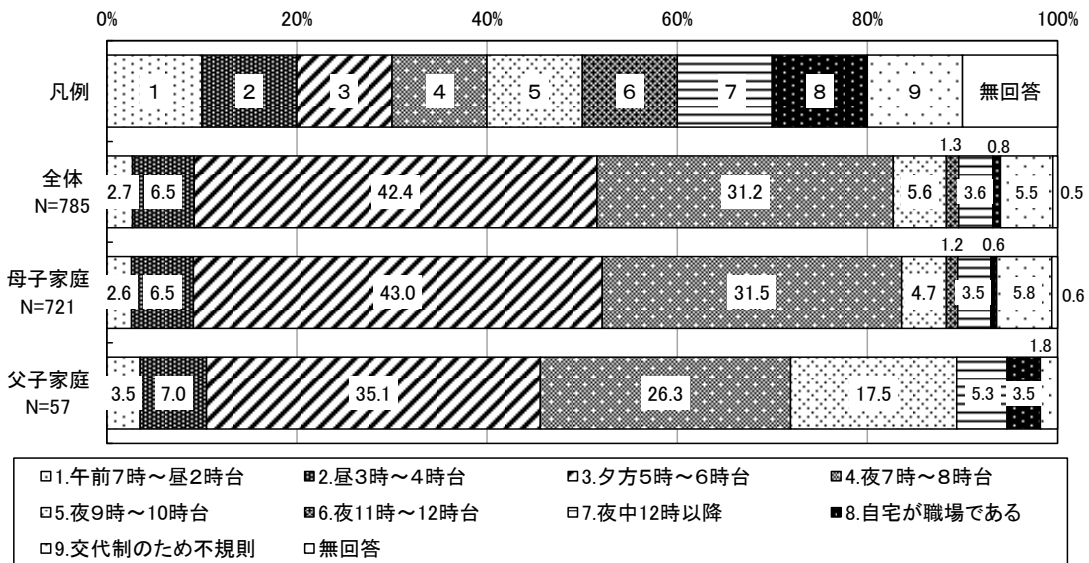
◇現在の仕事の数を教えてください。

- 母子、父子家庭ともに、「1. 一つの仕事のみ」が9割を超え、圧倒的に高い割合を占めています。しかし、母子家庭では「二つの仕事」をしているが6.1%、「三つ以上の仕事」をしているが0.7%みられ、父子家庭でも「二つの仕事」「三つ以上の仕事」がともに3.5%となっており、ダブルワーク・トリプルワークを行っている実態がみられます。



◇平均の帰宅時刻を教えてください。

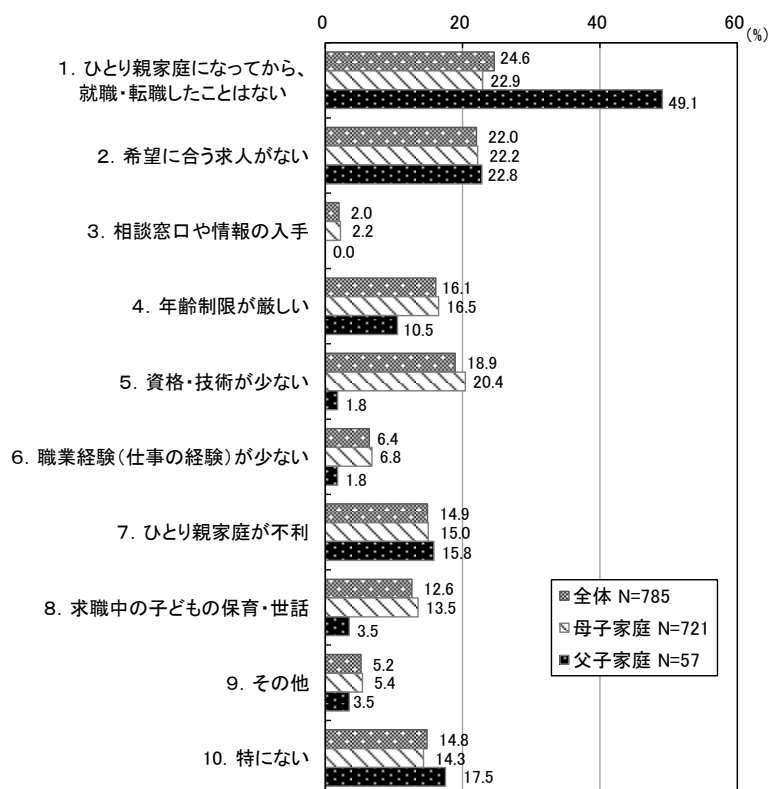
- 母子家庭では、「3. 夕方5時～6時台」が43.0%と最も高く、次いで「4. 夜7時～8時台」が31.5%となっています。
- 父子家庭では、「3. 夕方5時～6時台」が35.1%と最も高く、次いで「4. 夜7時～8時台」が26.3%、「5. 夜9時～10時台」が17.5%となっています。
- 母子・父子ともに、割合は高くありませんが、夜11時以降の帰宅もみられます。



◇ひとり親になってから就職・転職した時、困難に感じたことは何ですか。

- 母子家庭では「1. ひとり親家庭になってから、就職・転職したことはない」が2割強（22.9%）で最も高く、次いで「2. 希望に合う求人がない」（22.2%）、「5. 資格・技術が少ない」（20.4%）、「4. 年齢制限が厳しい」（16.5%）となっています。
- 父子家庭では「1. ひとり親家庭になってから、就職・転職したことはない」が約5割（49.1%）で最も高く、次いで「2. 希望に合う求人がない」（22.8%）、「7. ひとり親家庭が不利」（15.8%）、「4. 年齢制限が厳しい」（10.5%）と続いています。
- 母子家庭では、困難に感じたすべての項目に回答がみられました。

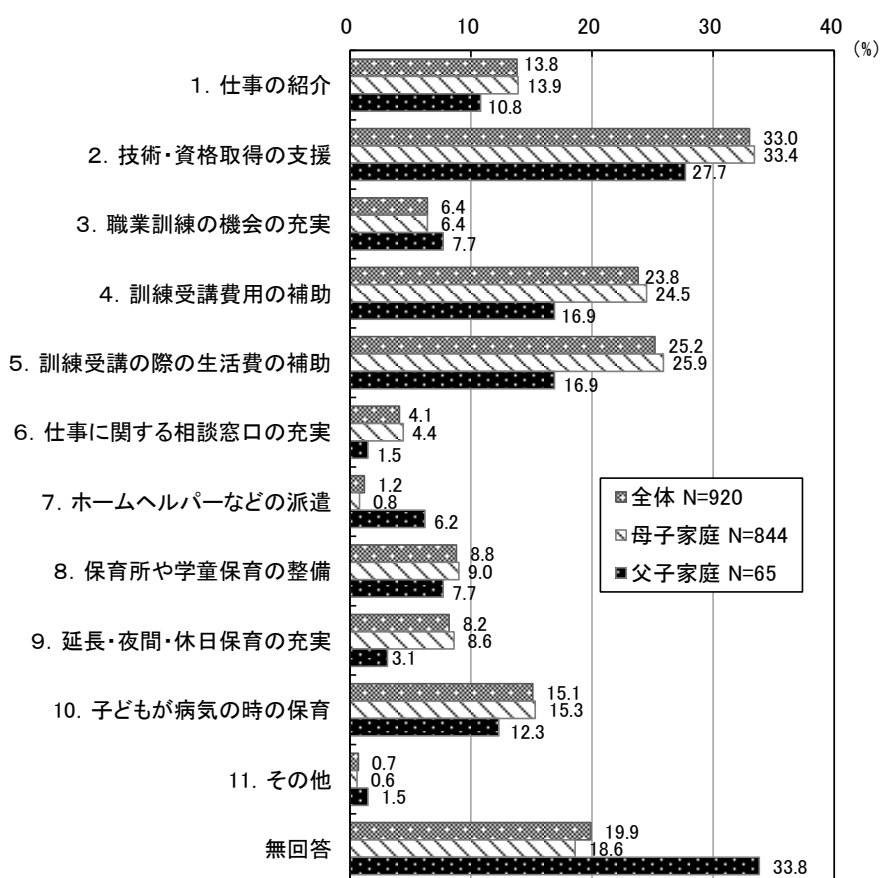
ひとり親になって就職・転職した時に困難に感じたこと



◇仕事に関して、特にどのような支援を望んでいますか。（〇は2つまで）

- 母子家庭では、「2. 技術・資格取得の支援」が3割強（33.4%）で最も高く、次いで「5. 訓練受講の際の生活費の補助」（25.9%）、「4. 訓練受講費用の補助」（24.5%）、「10. 子どもが病気の時の保育」（15.3%）などと続いています。
- 父子家庭は、「2. 技術・資格取得の支援」が3割弱（27.7%）で最も高く、次いで「4. 訓練受講費用の補助」と「5. 訓練受講の際の生活費の補助」（それぞれ16.9%）、「10. 子どもが病気の時の保育」（12.3%）、「1. 仕事の紹介」（10.8%）などと続いています。

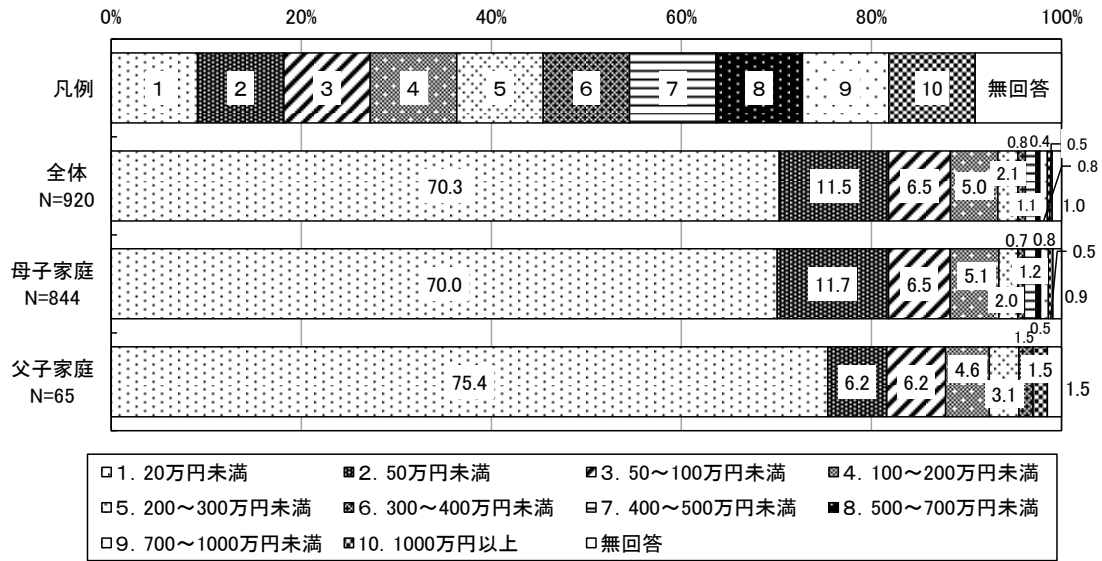
仕事に関して特に希望する支援



④ 生活と住まいについて

◇あなたの現在の貯金金額（財形貯蓄、株式、証券等を含む）は、次のうちどれですか。

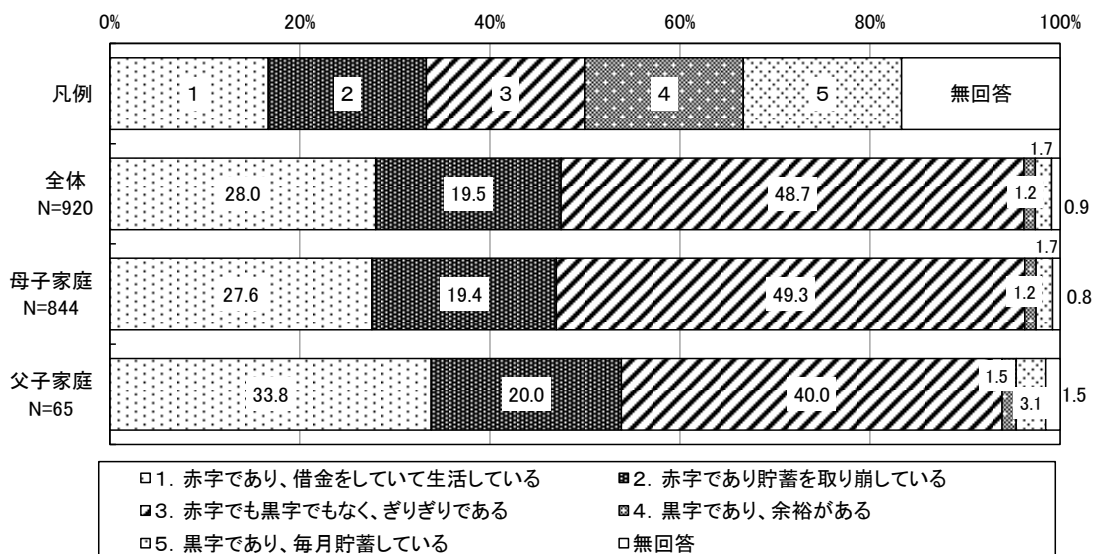
- 全体をみると、「20万円未満」が約7割（70.3%）で最も高く、次いで「50万円未満」（11.5%）、「50～100万円未満」（6.5%）と続いており、『100万円未満』が82.3%を占めています。
- 「20万円未満」の中には、貯金が無い世帯も含まれており、厳しい状況がうかがえます。



※貯金なし：「1.20万円未満」に含む

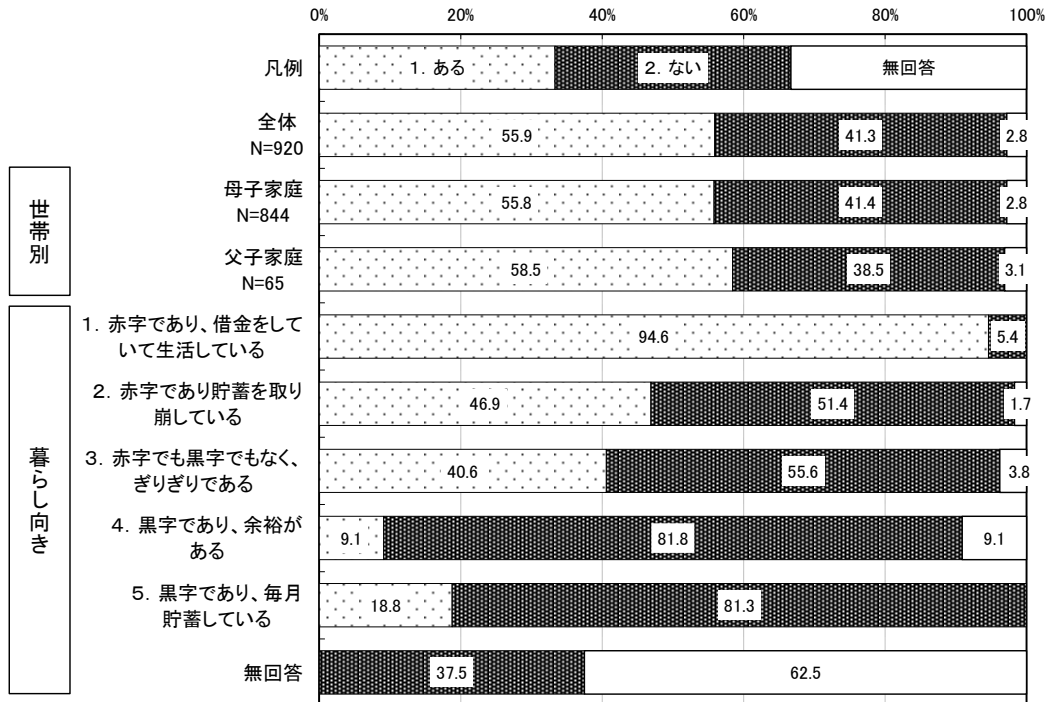
◇あなたのご家庭の現在の暮らしの状況について、もっとも近いものに○をつけてください。

- 全体をみると、「3. 赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」が5割弱（48.7%）で最も高く、次いで「1. 赤字であり、借金をして生活している」（28.0%）、「2. 赤字であり貯蓄を取り崩している」（19.5%）となっています。
- 『赤字である』（「1.赤字であり、借金をして生活している」＋「2.赤字であり貯蓄を取り崩している」）と感じている世帯は47.5%であるのに対し、『黒字である』（「3.黒字であり、余裕がある」＋「4.黒字であり、毎月貯蓄している」）は、わずか2.9%となっています。



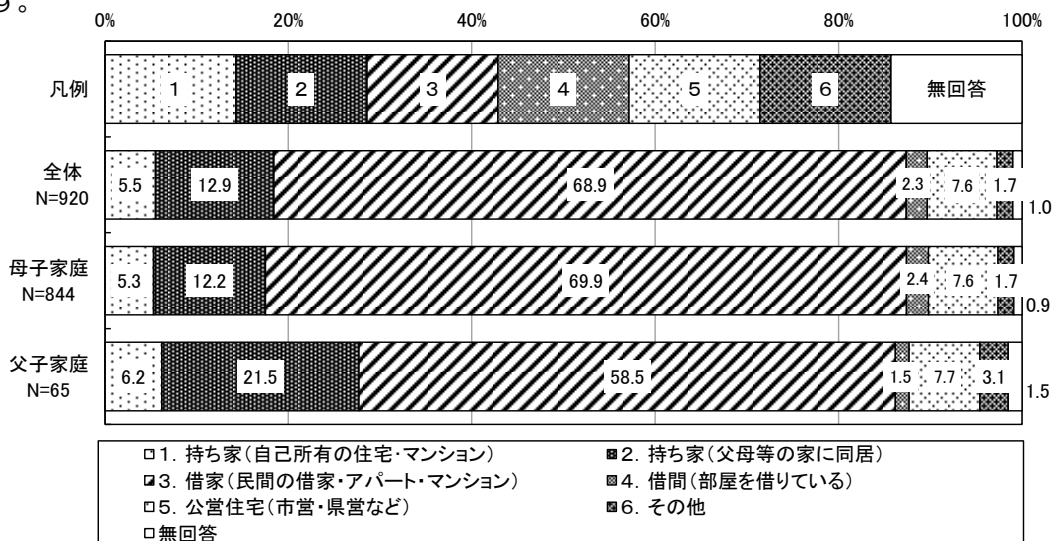
◇現在、借金はありますか。

- ・母子・父子家庭ともに、借金が「ある」の割合が高く、母子は55.8%、父子は58.5%となっています。「ない」は、母子が41.4%、父子が38.5%となっています。
- ・前問で「赤字である」と感じている回答者の、75.1%が「借金がある」としています。比較的ゆとりのある暮らし向きで、借金が「ある」の割合が低くなっています。



◇あなたの住まいについて教えてください。

- ・母子・父子家庭ともに、「3. 借家（民間の借家・アパート・マンション）」が最も高く、母子は約7割（69.9%）、父子は6割弱（58.5%）と、母子と父子家庭で差がみられます。次いで「2. 持ち家（父母等の家に同居）」は、母子が12.2%、父子が21.5%となっています。

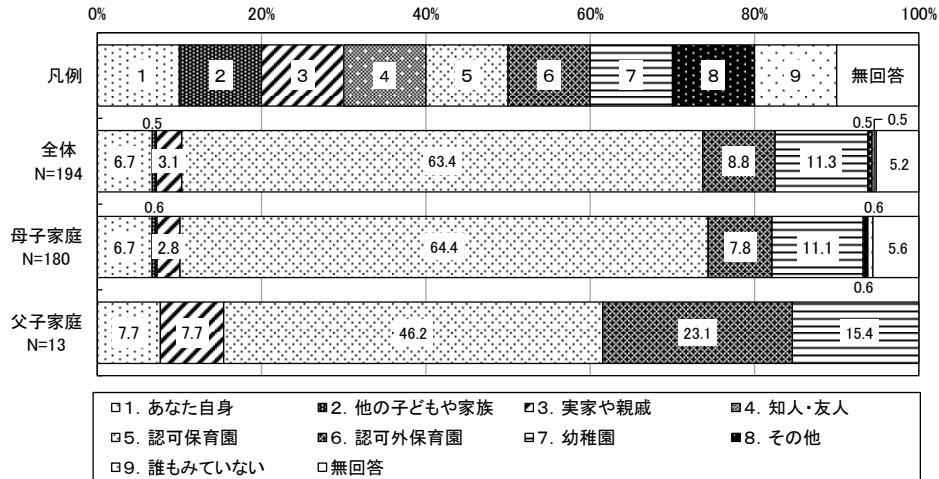


⑤ 子育て等について

【小学校入学前のお子さんがいる方におたずねします】

◇仕事中に、小学校入学前のお子さんの世話は主にどなた（どこ）がみていますか。

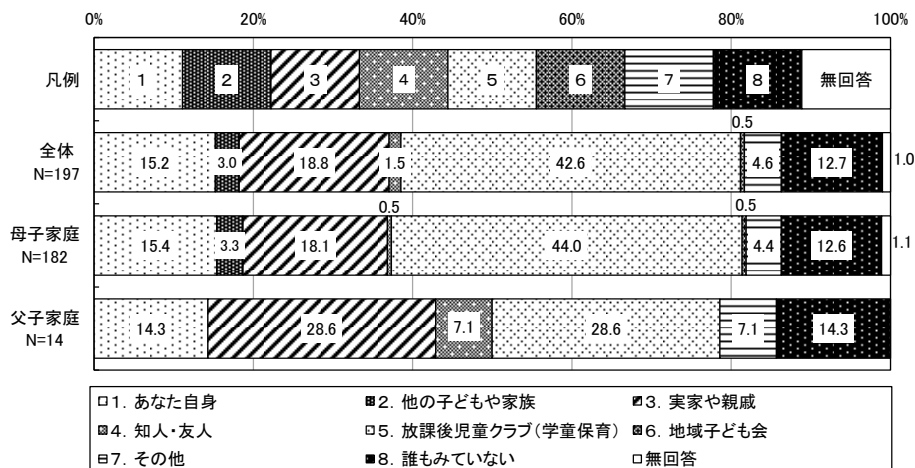
- ・回答者全体では、「5. 認可保育園」が6割強（63.4%）で最も高く、次いで「7. 幼稚園」（11.3%）、「6. 認可外保育園」（8.8%）となっています。



【小学校低学年（1～3年生）のお子さんがいる方におたずねします】

◇仕事中に、小学校低学年のお子さんの放課後の世話は主にどなた（どこ）がみていますか。

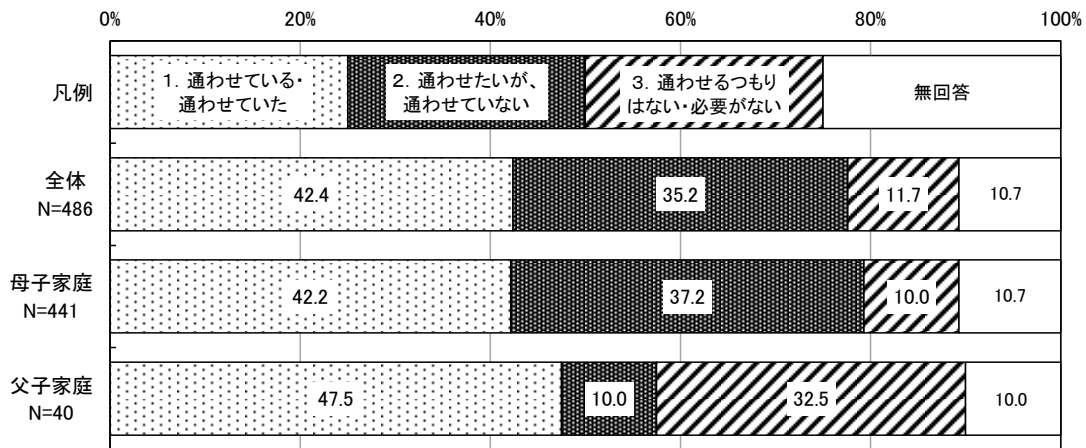
- ・回答者全体では、「5. 学童クラブ（学童保育）」が4割強（42.6%）で最も高く、次いで「3. 実家や親戚」（18.8%）、「1. あなた自身」（15.2%）、「8. 誰もみていない」（12.7%）となっています。
- ・父子家庭で「3. 実家や親戚」（28.6%）の割合が高くなっています。



【中学生以上のお子さんがある方におたずねします】

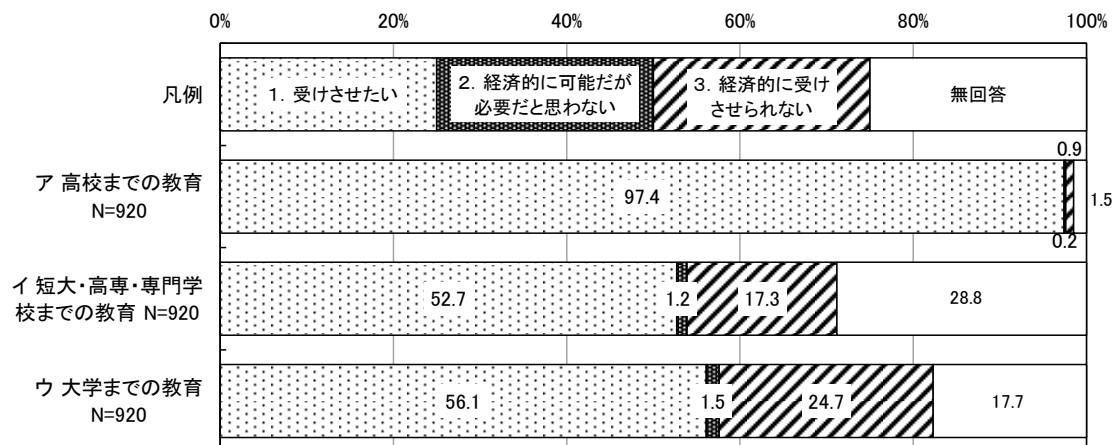
◇あなたはお子さんを学習塾などに通わせていますか。

- ・母子家庭では、「1.通わせている・通わせていた」が4割強（42.2%）と高い状況ですが、「2.通わせたいが、通わせていない」（37.2%）も同程度みられます。
- ・父子家庭についても、「1.通わせている・通わせていた」が5割弱（47.5%）で最も高い状況にありますが、「3.通わせるつもりはない・必要がない」（32.5%）が第2位となっており、「2.通わせたいが、通わせていない」（10.0%）については母子家庭よりも低い状況にあります。



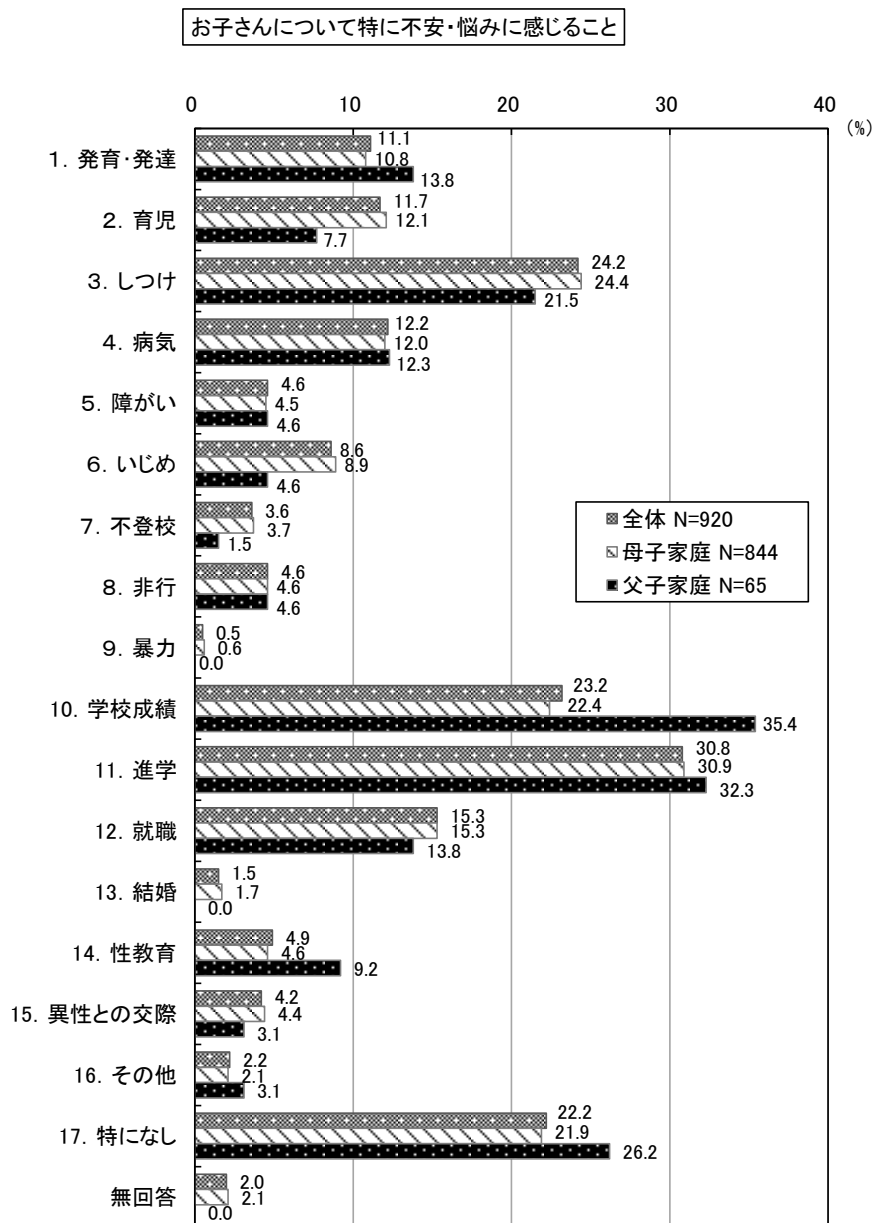
◇あなたはお子さんにどの段階までの教育を受けさせたいですか。ア～ウそれぞれについてお答えください。

- ・高校までの教育についてはほとんどの世帯が受けさせたいと考えています。
- ・短大・高専・専門学校、大学までの教育についても「1. 受けさせたい」とする割合が半数以上となっています。一方で、「3.経済的に受けさせられない」とする回答も2割程度見受けられます。



◇お子さんについて、特に不安・悩みに感じることはなんですか。(〇は3つまで)

- ・母子家庭では「11.進学」、「3.しつけ」、「10.学校成績」、「12.就職」、「2.育児」
- ・父子家庭では「10.学校成績」、「11.進学」、「3.しつけ」、「1.発育・発達、12.就職」となっています。

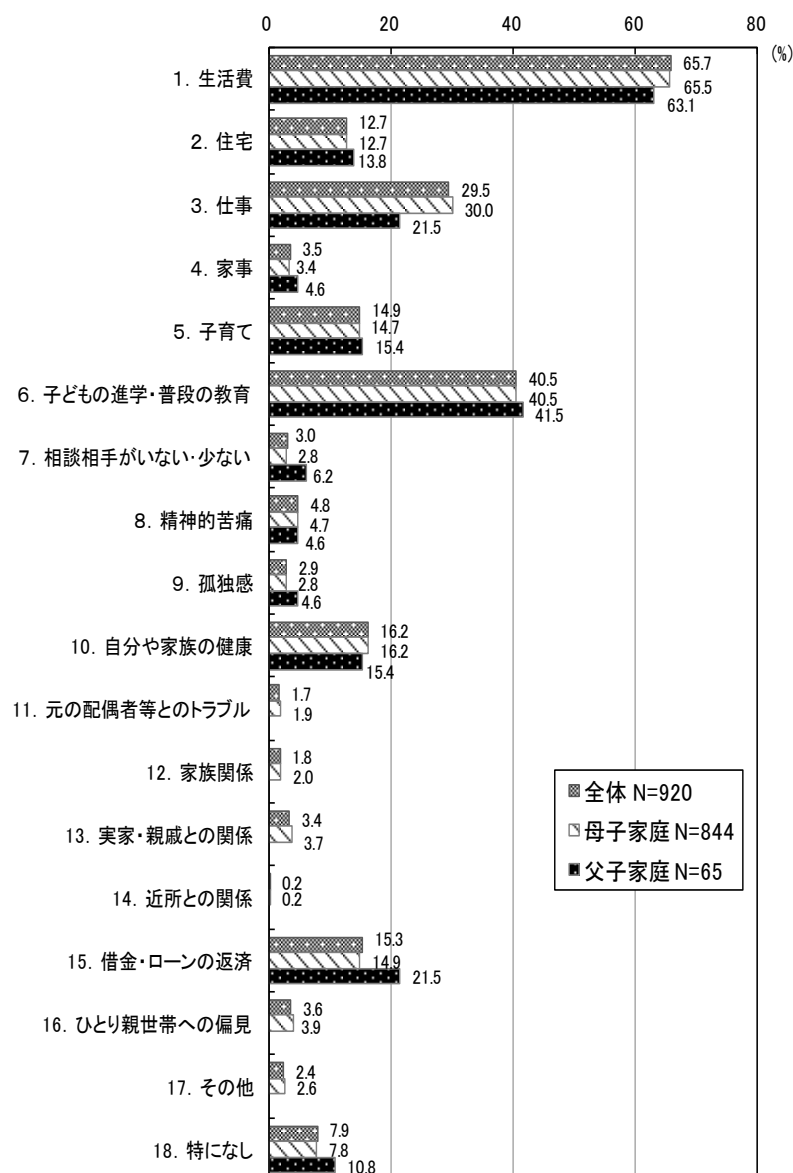


⑦ 悩みごとや相談対応、生きがいについて

◇現在、特に不安や悩みを感じていることは何ですか。(〇は3つまで)

- ・母子家庭では、「1.生活費」が7割強（65.5％）で最も高く、次いで「6.子どもの進学・普通の教育」、「3.仕事」、「10.自分や家族の健康」、「15.借金・ローンの返済」、「5.子育て」となっています。
- ・父子家庭では、「1.生活費」が6割強（63.1％）で最も高く、次いで「6.子どもの進学・普通の教育」、「3.仕事、15.借金・ローンの返済」、「5.子育て、10.自分や家族の健康」となっています。
- ・50歳以上では、「10.自分や家族の健康」が高い割合となっています。
- ・5年前の調査結果に比べ、「6.子どもの進学・普通の教育」（5年前・全体：25.1％）で悩みを抱えている方が増えているとともに、父子家庭で「15.借金・ローンの返済」（5年前・父子家庭：17.3％）で悩みを抱えている方が増えている状況がうかがえます。

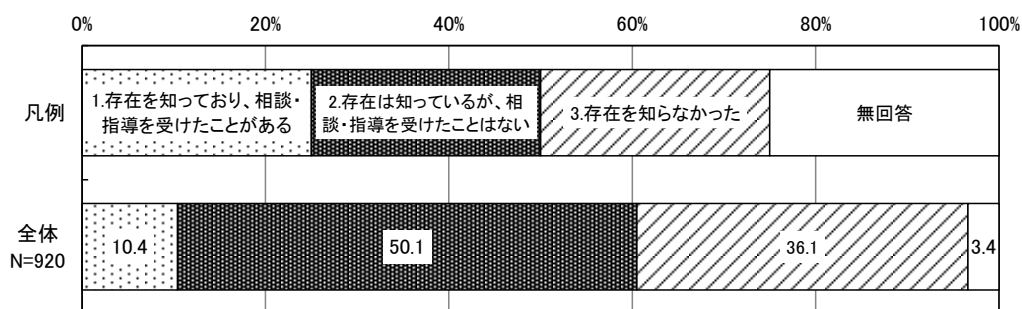
現在、特に不安や悩みを感じていること



◇宜野湾市では、ひとり親家庭の悩み事などの相談・支援を行う「母子・父子自立支援員」を児童家庭課内に配置しています。あなたは、母子・父子自立支援員がいることをご存じでしたか。

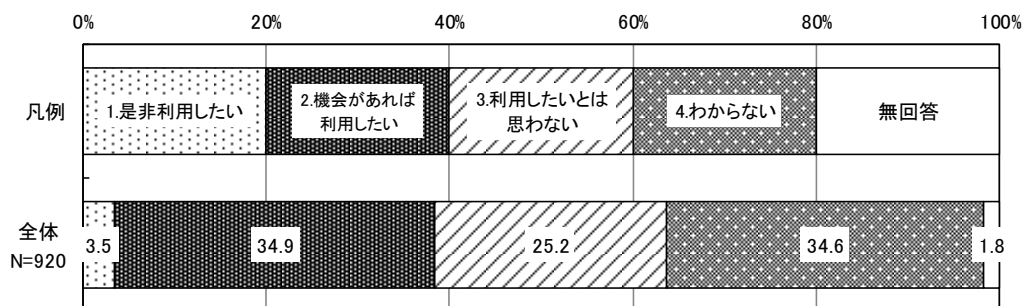
※母子・自立支援員とは、ひとり親家庭に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うほか、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う相談員です。

- ・回答者全体でみると、「2. 存在は知っているが、相談・支援を受けたことはない」が約5割（50.1%）と最も高く、次いで「3. 存在を知らなかった」（36.1%）となっています。「1. 存在を知っており、相談・支援を受けたことがある」は10.4%にとどまっています。
- ・『存在を知っている』（「1. 存在を知っており、相談・支援を受けたことがある」＋「2. 存在は知っているが、相談・支援を受けたことはない」）は約6割（60.5%）であり、5年前の調査結果（37.6%）と比べると認知度が大幅にあがっています。



◇あなたは今後、母子・父子自立支援員に相談したいと思いますか。

- ・回答者全体でみると、「2. 機会があれば利用したい」が3割強（34.9%）で最も高く、次いで「4. わからない」（34.6%）となっています。「1. 是非利用したい」は3.5%となっています。



⑧ 福祉制度や行政機関への要望について

◇ひとり親家庭へのこれからの支援策として、国や県、市に対して特に要望したいことはなんですか。(〇は5つまで)

・母子家庭の上位項目（上位5項目）

- ①子育てや進学費用・奨学金などに関する、ひとり親世帯を対象とした情報の提供（60.5%）
- ③子どもの進学を支援する、塾の費用への支援（47.7%）
- ⑬公営住宅（市営住宅・県営住宅など）への優先入居（39.3%）
- ⑫「母子父子寡婦福祉貸付金」の貸付け条件の緩和と貸付け限度額の引き上げ（24.6%）
- ⑭民間賃貸住宅に円滑に入居するためのサポート（21.9%）

・父子家庭の上位項目（上位5項目）

- ①子育てや進学費用・奨学金などに関する、ひとり親世帯を対象とした情報の提供（60.0%）
- ③子どもの進学を支援する、塾の費用への支援（46.2%）
- ⑬公営住宅（市営住宅・県営住宅など）への優先入居（33.8%）
- ⑫「母子父子寡婦福祉貸付け金」の貸付け条件の緩和と貸付け限度額の引き上げ（29.2%）
- ⑰県や市が指定する能力開発講座を受講すると、受講料の補助や経済支援が得られる制度（自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の充実）（18.5%）

母子・父子家庭ともに、「子育て」や「住まい」、「貸付」など共通した要望となっています。

一方、父子家庭では、「仕事」に関する要望もあげられています。

		全体 N=920	1.母子家庭 N=844	2.父子家庭 N=65
子育て	①子育てや進学費用・奨学金などに関する、ひとり親世帯を対象とした情報の提供	60.8	60.5	60.0
	②子どもの心の支えとなるような、地域の居場所の充実	10.9	10.9	10.8
	③子どもの進学を支援する、塾の費用への支援	47.6	47.7	46.2
	④ファミリー・サポート・センター利用補助の充実	3.8	4.0	1.5
	⑤認可保育所への優先入所	10.7	10.5	10.8
	⑥夜間対応の保育所・学童保育の整備	8.8	9.4	3.1
	⑦学童保育の増設や定員増	7.5	7.7	6.2
	⑧学童保育の利用補助の実施	12.8	13.5	6.2
	⑨児童館などの充実	7.5	7.8	4.6
生活支援	⑩保護者の入院・出張・育児・看病疲れなどの際に、ひとり親世帯の子どもを数日間預かる有料サービス(ショートステイ・トワイライトステイ事業)	11.1	11.4	4.6
	⑪保育が一時的に困難になった家庭に、家事や育児に関するヘルパーを派遣する有料サービスの利用可能時間帯の拡大(日常生活支援事業の充実)	4.1	4.3	3.1
	⑫「母子父子寡婦福祉貸付け金」の貸付け条件の緩和と貸付け限度額の引き上げ	24.7	24.6	29.2
住まい	⑬公営住宅(市営住宅・県営住宅など)への優先入居	38.8	39.3	33.8
	⑭民間賃貸住宅に円滑に入居するためのサポート	21.2	21.9	15.4
	⑮母子生活支援施設(旧名称:母子寮)の設置	4.1	4.4	
	⑯自立をめざす母子家庭に対して住居確保支援や就労支援・家計相談等を行う『ひとり親家庭生活支援事業』の継続	14.7	15.3	7.7
仕事	⑰就職に関する相談体制の強化	6.2	6.4	4.6
	⑱ひとり親世帯の親の起業家を支援する講習会やセミナーの開催	9.2	9.7	4.6
	⑲ひとり親世帯への就職情報の迅速な提供	7.2	7.6	3.1
	⑳自立・就労のための個々の状況に応じたプログラム作成及び、ハローワーク等と連携した就労支援の実施	10.3	10.8	6.2
	㉑県や市が指定する能力開発講座を受講すると、受講料の補助や経済支援が得られる制度(自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の充実)	18.9	19.2	18.5
	㉒ひとり親世帯の親をパートタイムから一般雇用に移行すると事業主に奨励金が支払われる制度(トライアル雇用制度の充実)	16.8	17.3	10.8
相談・健康づくり	㉓生活相談や情報提供の強化	10.7	10.4	13.8
	㉔ひとり親世帯の生活スタイルを踏まえた健康相談の実施	5.4	5.8	1.5
	㉕ひとり親世帯が定期的に集まり、情報交換やリフレッシュなどをする会の開催	4.5	4.5	4.6

◇下記の各種制度やサービスについて、ご存じのもの全てに○を付けてください。また、実際に利用したことがあるもの、今後利用したいと考えているものすべてに○を付けてください。

<認知状況>

- 「3. 就学援助制度（学用品等の援助）」（53.0%）、「7. ハローワーク・ふるさとハローワーク」（50.1%）、「18. 民生委員・児童委員」（47.8%）、「16. 宜野湾市保健相談センター」（47.1%）、「21. 無料法律相談」（39.1%）、「20. 児童相談所」（37.6%）、「1. 母子父子寡婦福祉資金貸付」（36.8%）、「19. 宜野湾市母子寡婦福祉会」（35.0%）、「30. ファミリー・サポート・センター」（33.2%）、「8. 母子家庭等・就業自立支援センター」（31.7%）「14. 家庭児童相談員」（30.9%）、「25. スクールカウンセラー」（30.2%）が、知っているとする割合が3割を超える制度、相談窓口等となっています。

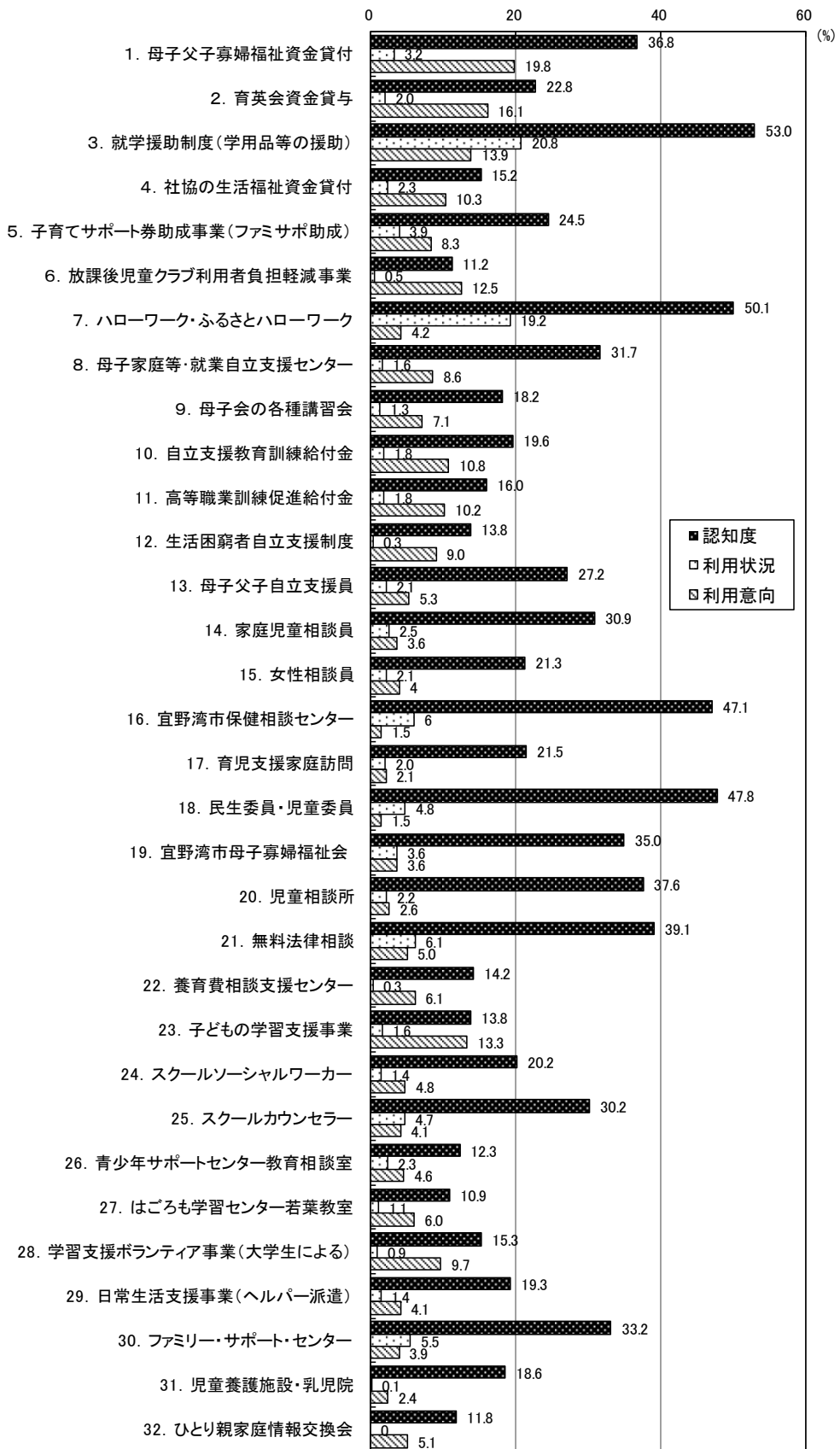
<利用状況>

- 「3. 就学援助制度（学用品等の援助）」が20.8%と最も多く、次いで、「7. ハローワーク・ふるさとハローワーク」が19.2%となっています。
- その他の項目については、それぞれの回答が1割に達していないことから、実際の利用は少ない状況がうかがえます。

<今後の利用希望>

- 「1. 母子・寡婦福祉資金貸付」（19.8%）、「2. 育英会資金貸与」（16.1%）、「3. 就学援助制度（学用品等の援助）」（13.9%）、「23. 子どもの学習支援事業」（13.3%）、「6. 放課後児童クラブ利用者負担軽減事業」（12.5%）が他の項目に比べ高くなっています。経済面を支援する制度・サービスの利用希望がみられます。

各種制度やサービスの認知・利用状況など



II 計画策定の体制、経緯など

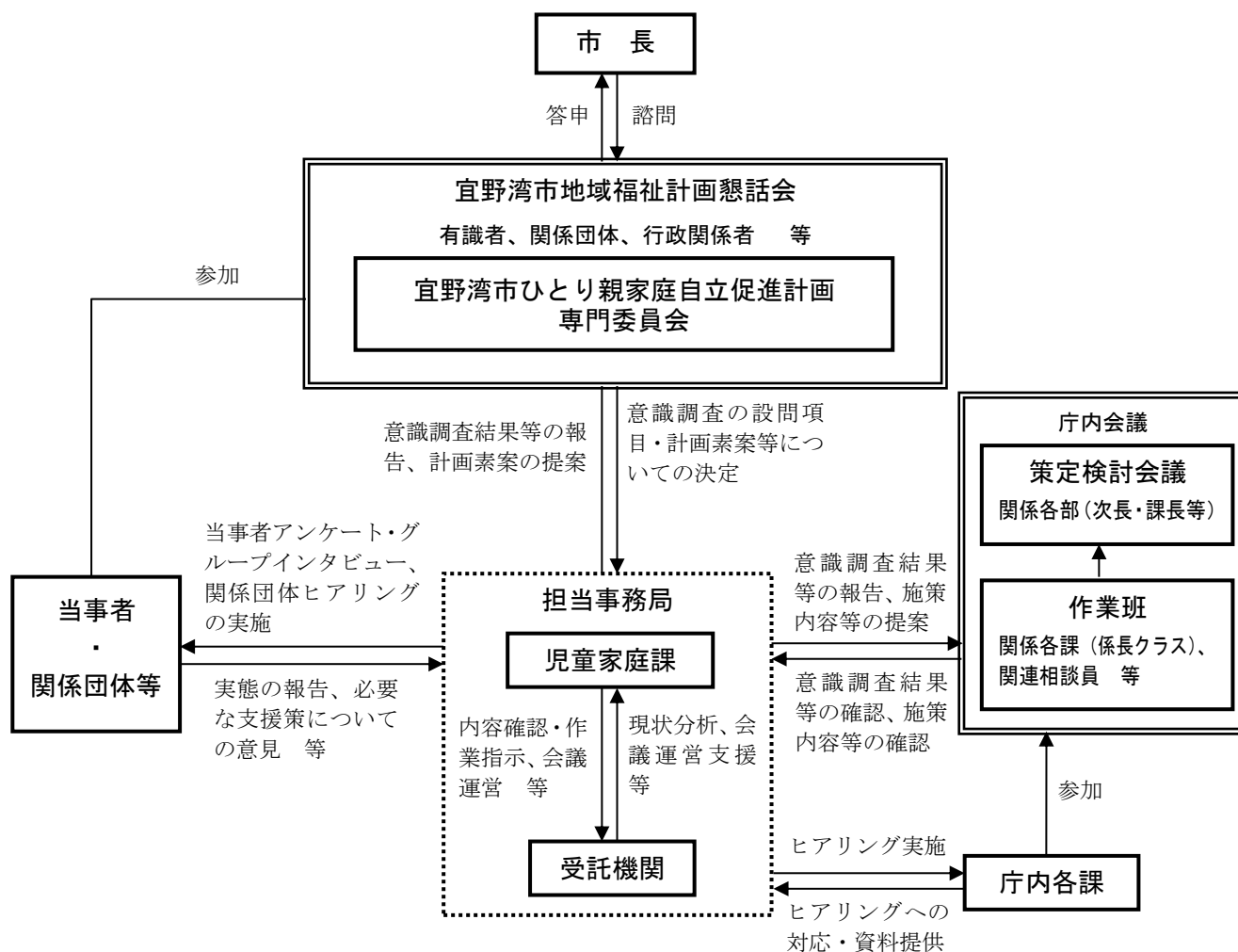
1 計画策定体制

計画の検討にあたっては、本テーマに日常的にかかわり、これを担うべき立場にいるメンバーや組織・機関を幅広く組み込み、検討の場面に主体的にかかわってもらい、意見や提案を尽くしてもらうことを企図しました。具体的な支援策の検討を行う中心的な組織として、また、行政内部の横断的な組織体制づくりを企図し、「策定検討会議」及びその下部組織である「作業班」を設置しました。

加えて、有識者や関係団体代表等で構成する「宜野湾市地域福祉計画懇話会」に「宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画専門委員会」を設置し計画素案を決定しました。

本計画の策定体制を以下に示します。

■計画策定の体制



2 計画策定経緯

年 月 日	内 容 等
平成 29 年 6 月 8 日	第 1 回 宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画策定検討会議・作業班会議 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の進め方・内容・スケジュール等について ・調査票案の検討 ・現計画の点検依頼について
平成 29 年 6 月 9 日 ～6 月 30 日	宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画策定にかかる専門委員の募集
平成 29 年 7 月 5 日	第 1 回 宜野湾市地域福祉計画懇話会 <ul style="list-style-type: none"> ・市長から宜野湾市地域福祉計画懇話会への諮問 ・業務の進め方・内容・スケジュール等について
平成 29 年 7 月 28 日	第 1 回 宜野湾市地域福祉計画懇話会専門委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の進め方・内容・スケジュール等について ・調査票案の検討
平成 29 年 7 月 14 日 ～8 月 31 日	市民意識調査の実施（宜野湾市ひとり親家庭実態調査） <ul style="list-style-type: none"> ・配布数 1,801 件中、有効回収数は 920 件（有効回収率 51.1%）
平成 29 年 9 月 30 日	当事者意見交換会の実施
平成 29 年 10 月	施策実施状況についての関連各課ヒアリング
平成 29 年 11 月 30 日	第 2 回 宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画策定検討会議・作業班会議 <ul style="list-style-type: none"> ・上位関連計画、市民意識調査結果の報告 等 ・課題部分の検討 ・施策案についての検討
平成 29 年 12 月 9 日	関係団体ヒアリング（宜野湾市母子寡婦福祉会）
平成 29 年 12 月 26 日	第 2 回 宜野湾市地域福祉計画懇話会専門委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・上位関連計画、市民意識調査結果の報告 等 ・課題部分の検討 ・施策案についての検討
平成 29 年 12 月 28 日 ～平成 30 年 1 月 15 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 1 月 23 日	第 3 回 宜野湾市地域福祉計画懇話会専門委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施状況の報告 ・施策修正案についての検討 ・重点施策、目標指標についての検討
平成 30 年 2 月 14 日	第 2 回 宜野湾市地域福祉計画懇話会 <ul style="list-style-type: none"> ・第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画案の全体確認
平成 30 年 2 月 19 日	宜野湾市地域福祉計画懇話会から市長への答申
平成 30 年 2 月 23 日	庁議 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の決定

3 資料

○宜野湾市地域福祉計画懇話会設置規則

平成9年4月1日

規則第16号

改正 平成12年7月21日規則第38号

平成17年9月15日規則第17号

平成18年9月22日規則第42号

平成24年3月30日規則第10号

平成25年3月1日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例（昭和55年宜野湾市条例第9号）第3条の規定に基づき、宜野湾市地域福祉計画懇話会（以下「懇話会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 懇話会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の基本的及び具体的な考え方について調査し、及び審議する。

- (1) 地域福祉に関する計画策定に関すること。
- (2) 障害者福祉に関する計画策定に関すること。
- (3) 児童福祉に関する計画策定に関すること。
- (4) 高齢者福祉に関する計画策定に関すること。
- (5) その他前各号に掲げるもの以外の福祉に関する計画策定に関すること。
- (6) 前各号に掲げる計画の点検評価に関すること。

(平12規則38・平18規則42・平24規則10・一部改正)

(組織)

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の構成員
- (3) 社会福祉団体の構成員
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(平18規則42・平24規則10・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が任命され、又は委嘱された時における当該身分を失

った場合は、委員の資格を失うものとする。

3 委員の再任は妨げない。

(平 12 規則 38・平 17 規則 17・平 18 規則 42・一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 規則 42・一部改正)

(会議)

第 6 条 懇話会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、懇話会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員会)

第 7 条 懇話会は、特定の事項を調査及び審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、12 人以内の専門委員をもって組織する。

3 専門委員は、次に掲げる者のうちから、会長が選任し、市長が委嘱する。

(1) 懇話会の委員の中から会長が指名する者

(2) 委員以外で第 2 条の審議事項に精通する者

4 専門委員会に、委員長及び副委員長を置き、専門委員の互選によってこれを定める。

5 委員長は、専門委員会における審議の経過及び結果を懇話会に報告しなければならない。

6 前項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が会長の同意を得て定める。

(平 24 規則 10・一部改正)

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、地域福祉計画を所管する課において処理する。

2 専門委員会の委員会の庶務は、第 2 条に規定する審議事項の各担当課において処理する。

(平 24 規則 10・全改、平 25 規則 6・一部改正)

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し、必要な事項は会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月21日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月15日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月22日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第10号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日規則第6号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○宜野湾市地域福祉計画懇話会委員

(敬称略)

	氏名	所属	備考
①	神里 博武	かみざと社会福祉研究所	1号委員 (学識経験者) 会長
②	山内 優子	名桜大学非常勤講師	1号委員 (学識経験者)
③	本村 真	琉球大学教授	1号委員 (学識経験者)
④	仲村 義明	宜野湾市商工会	2号委員 (市民団体の構成員)
⑤	高良 謙二	宜野湾市民生委員児童委員連絡協議会	2号委員 (市民団体の構成員) 副会長
⑥	新垣 隆	宜野湾市自治会長会 (普天間一区自治会長)	2号委員 (市民団体の構成員)
⑦	宮城 哲哉	医療法人宇富屋 玉木病院 (地域医療部 部長)	5号委員 (その他市長が必要と認めた者)
⑧	仲村渠 満	宜野湾市社会福祉協議会 事務局長	3号委員 (社会福祉団体の構成員)
⑨	真名井 敦	一般公募	5号委員 (その他市長が必要と認めた者)
⑩	比嘉 透	宜野湾市福祉推進部長	4号委員 (行政機関の職員)

○宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画専門委員会委員

(敬称略)

	氏名	区分・所属等	分野	懇話会	備考
①	神里 博武	学識経験者	児童福祉	懇話会委員	委員長
②	山内 優子	学識経験者	児童福祉	懇話会委員	副委員長
③	津波古 透	市商工会事務局長	就業支援		
④	呉屋 良武	市民生委員児童委員連絡協議会会長	地域		
⑤	仲村渠 満	市社会福祉協議会事務局長	地域	懇話会委員	
⑥	真喜志 若子	福祉推進部次長	行政関係者		
⑦	豊島 蓉子	市母子寡婦福祉会監事	当事者団体		
⑧	具志堅 昌邦	沖縄公共職業安定所職業統括指導官	就業支援		
⑨	村上 尚子	弁護士	養育費等法的視点 からの関わり		
⑩	成海 智佳	一般公募(女性)	当事者		

○第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画策定検討会議設置要綱

平成 29 年 5 月 19 日

(設置)

第 1 条 第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画（以下「計画」という。）の策定に必要な検討を行うため、第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、計画の策定に必要な事項について協議する。

(組織)

第 3 条 検討会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 福祉推進部次長
- (2) 福祉推進部児童家庭課長
- (3) 福祉推進部保育課長
- (4) 福祉推進部こども企画課長
- (5) 福祉推進部障がい福祉課長
- (6) 福祉推進部生活福祉課長
- (7) 健康推進部健康増進課長
- (8) 市民経済部産業政策課長
- (9) 建設部建築課長
- (10) 教育委員会教育部次長兼総務課長
- (11) 教育委員会指導部次長兼学務課長

2 委員の任命は、別に辞令を用いることなくその職に命じられた者とする。

3 委員の任期は、この要綱が施行された日から計画が策定されるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員長に福祉推進部次長、副委員長に福祉推進部児童家庭課長をもって充てる。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員長は、検討会議で検討した事項について、宜野湾市福祉推進部長に報告する。

(作業班)

第6条 検討会議の下に、計画に係る具体的な事項を調査・検討させるため作業班をおく。

2 作業班は、担当部署の係長及び職員で組織する。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、福祉推進部児童家庭課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画

平成 30 年 3 月 発行

発行：宜野湾市 福祉推進部 児童家庭課
沖縄県宜野湾市野嵩一丁目 1 番 1 号
電話 (098) 893-4411 (代表)